

令和3年2月15日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)	
出席議員 (10名)	1番 鈴木千春 2番 大川徹也 3番 原直弘 4番 吉田豊 5番 田中静雄 6番 原田希 7番 吉富隆 8番 大川隆城 9番 寺崎太彦 10番 中山五雄
欠席議員 (0)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平 副町長 森悟 教育長 野口敏雄 会計管理者 橋本真美 総務課副課長 針長幸子 まち・ひと・しごと創生課 河上昌弘 財政課長 坂井忠明 危機管理対策監 弥永正一 建設課副課長 高島真幸 産業課長兼 日高泰明 農業委員会事務局長 住民課長 扇智布由 健康福祉課長 江島朋子 税務課長 矢動丸栄二 教育委員会事務局長 中島洋 生涯学習課長 小川成弘 文化課長 宗雲英則
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二宮哲次 議会事務局主事 松田望

議事日程 令和3年2月15日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第1回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	6番 原田 希	1. 中心市街地活性化事業について
2	7番 吉富 隆	1. 中心市街地活性化事業及び今後のスケジュールについて 2. 新型コロナウイルスワクチン接種事業体制について
3	5番 田中静雄	1. 上峰町中心市街地活性化事業について 2. 外記のため池下流の水害対策について
4	2番 大川徹也	1. 中心市街地活性化事業について 2. 町長選挙に関して
5	3番 原 直弘	1. 防災対策について 2. 空き家対策について 3. 中心市街地（イオン跡地）の再開発について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、6番原田希君よりお願いいたします。

○6番（原田 希君）

皆さんおはようございます。6番原田希でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

今回も前回同様大きく1点質問をさせていただいております。中心市街地活性化事業についてということで、要旨の1、現在の進捗と今後のスケジュールはということで、毎回質問

をさせていただいておりますし、非常にやっぱり町民の皆さんの関心も高いということで今回も質問させていただいております。

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中山五雄君）

質問事項の1番、中心市街地活性化事業について、質問要旨、現在の進捗と今後のスケジュールについては、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。原田議員の質問事項1、中心市街地活性化事業について、要旨の1に関して答弁をいたします。

現在、合同会社設立準備会のほうで依頼をいたしました司法書士のほうに設立登記のための定款などを含め法務局と調整をしているところでございます。

一方、各民間事業パートナーにおきましても、資本金の出資のための稟議準備などの出資に必要な決議を取るなどの動きとなっているところです。今後は社員総会、これは設立総会になりますけれども、が必要になってまいります。しかし、折からのコロナウイルス感染拡大防止の観点からも密の状態をなるべくつくりたくないよう実施時期も含め工夫が必要になるだろうというふうに考えております。スケジュールに関しましては、合同会社内での協議を踏まえまして、資金調達計画、それと具体的整備内容の調整、設計発注など時系列的な段取りを構築していきます。現段階ではそういった調整をしていく旨御理解いただければ幸いです。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

12月議会でも同様の質問をさせていただいて、臨時議会もあり土地の取得ということまではやっていました。そのときに、12月臨時議会を含めてのやり取りの中で、その流れでいくと年内での合同会社の設立は難しいでしょうねということでお話しさせていただいた折に、一応12月中には何とかというような回答をいただいていたのですが、先ほどの答弁では、まだ合同会社の設立までは至っていないということでしたが、その理由としては、やっぱり先ほど言われたコロナの対応等でいろんな会議が進まないということなんですか、その辺りお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

コロナというのも非常に大きなファクターの一つではございます。それに加えたところで、現在、法務局と調整をしているところなんですけれども、細かな点の修正など、こういったものも必要にはなっておりますし、そこでの修正作業というものも伴っております。また、本町におきましては、現物出資につきまして先般議決を得ましたので、体裁が整っております。

参画される民間事業パートナーさんには中小の事業者から大きな大手の事業者までおられます。中小の事業者さんにつきましては、比較的意思決定が早いというふうに思っておりますが、出資金の稟議は通りやすいというふうに考えております。ただ、大きな企業さんにおかれましては、取締役会の案件であったり、経営委員会の案件であったりと、温度差がその辺は生じるだろうというふうに思っております。そのため当該取締役会であったり、経営委員会の開催タイミングがずれたりするということも一つ案件として考えられるファクターの一つじゃないかなというふうに思っております。そういった複合的な要因ということで御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○6番（原田 希君）

幾つか要因があるということで理解をしました。そうすると、室長としては大体どのぐらいの時期にできそうだなというふうに感じておられるか、お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

条件が整い次第速やかにというふうに思っております。

以上です。

○6番（原田 希君）

事務的なところでの調整というのも準備会等でずっとやられていると思いますし、その辺りの条件が整いそうな時期というのも何となく肌感覚で分かるんじゃないかと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

先ほど申し上げたとおり、コロナウイルスのこともございます。現段階のところそういった明言をできるべき状況ではないのかなというふうに思っておりますけれども、私どものほうとしては速やかに、この気持ちは変わっておりませんので、条件が整えば速やかにというふうに考えております。

以上です。

○6番（原田 希君）

現在のところ、私たちが進捗については多くの方からどうなっているんだというようなお話をいただいております。恐らく全部の議員さんが、とにかく会社ができてからじゃないと確定したことは言えないというようなお話を多分されているんじゃないかと、私もそうですが、思っておりますので、そのいつ頃かというのは非常に気になる場所ですが、今の答弁を聞く限りでは、これ以上、室長のほうからはこのぐらいにという話は聞けないのかなというふうに感じております。

先ほどの会社設立が今まだ途中ということで幾つかの要因があるというお話の中に、町のほうは土地を今取得して準備ができているというお話でございました。土地の部分はそうで

すけれども、建物の取扱いについてですね、これについては受け入れるときに滅失登記ということが条件になっていましたが、建物についてのその進捗といいますか、その辺の書類上の取扱いとか、今どういう状況にあるか、今後どうなっていくのかというのも一つちょっと気になるところなんです、その辺り答弁をいただければと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

確かに出資といたしましては土地だけということになっております。建物に関しましては解体を予定しておりますけれども、現在、町の財産として保有したまま解体という形になるだろうというふうに考えております。その後どうするかということなんですけれども、まず考えの一つとして合同会社によりますプロジェクト化というのが考えられます。これによりましてプロジェクトファイナンスという借り方の手法によりまして、インパクト投資などを活用するというのも視野に入れつつ財源を工夫するというやり方というのも一つ考えられるかなというふうに思っております。また、別の考え方といたしましては、町のほうで幾らかという負担というのも考えられますし、拋出という考え方でもありますし、貸付けという方法も考えられるだろうというふうに思っております。また、いずれにつきましても、どの手法を取るにしても、ただいま合同会社のほうでも準備会のほうで事業計画といったものを検討しております。そういった中で、検討すべき内容ではあるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○6番（原田 希君）

建物については町として保有したまま解体というお話でしたが、そしたら、町のタイミングでその解体というのはできるもんなんですか。であれば、いつ頃解体を予定されているかというのをちょっとお尋ねいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これはどれにいたしまして可能性の話で今しているだけでございまして、具体的にどうするかという方針があるわけではございません。そういった前提のもとにお話をということ御理解いただければというふうに思っておりますけれども、町のほうでするのであれば町で当然予算をつけるというふうな状況にはなってくるだろうというふうに思いますし、合同会社のほうでプロジェクトファイナンスという形で資金調達をしてやるということであるのであれば、そちらのほうの資金によってやっていくという形になってきますので、まずは合同会社内でプロジェクトとして成り立つのか、そして、そのプロジェクトとして遂行できるのかということをおまず検討していただくというのが筋だろうというふうに思っております。そちらのほうで成り立つのであればそういった手法も可能かというふうに考えております。そこで調整が要るようであれば、町のほうとしても何がしかを考えていく必要があるのではないかなという状況にありますので、両にらみという形で御理解いただければというふ

うに思っております。

以上です。

○6番（原田 希君）

町として単独でも考えられるが、合同会社でやるということも考えられるということで、両にらみということでした。ちょっと可能性の話ということになりますので、何にしてもとにかく合同会社をつくっていただかないと踏み込んだ議論ができないんだなというようなところを今感じております。とにかくここについてはずっと毎回質問させていただく中で都度都度進捗を見てきたと、ちょっとずつ進んでいるんですねというようなお話もさせていただいております。しかしながら、住民の皆さんからすると、例えば、建物がなくなったとか、そういう目に見えての動き出したなという実感がない、ほとんどの方がそう思っているように感じますので、なかなか私たちも細かく説明ができないという部分でちょっと歯がゆい思いをしているところが感じますので、できる限り早急な合同会社設立を目指していただきたいなというふうに感じているところでございます。

それから、あそこの中心市街地の広報についてというお話もこれまでさせていただきました。ただ、前回議会の折に、そういった広報の部分についても合同会社が中心となって設立後はやられていくというようなお話もありましたが、合同会社の意思決定の中には町も半分口を出すことができますし、そういった意味では町としても広報紙を使ってそういった中心市街地の広報というのもしっかりやっていくべきじゃないかというふうに今も私は思っているんですが、その辺りいかがでしょうか、進捗なり町としてのビジョンも欲しいところですが、そこはやっぱり合同会社の意思決定と言われると何とも言えませんが、そういった町のビジョン、それから、中心市街地の進捗、そういったものをやっぱり広報紙でも伝えていくべきなんじゃないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

広く皆様方にお伝えしていくという手段のもとに合同会社の中でも組織体系というの今いろいろ検討してございます。そういった広報的なものを取り扱うという形でのことも当然準備会の中ではいろいろ話をしているわけなんですけれども、町の広報のほうでどうかということなんですが、そこに関しては特段こちらのほうでどうするというのはですね、まだ方針として何か明確に持っているものではございませんので、せっかくの御提案ですので、そういったことも含み置いたところで、今後検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○6番（原田 希君）

ぜひそこは何かちょっとした1ページの特集でもいいですので、そういった進捗なり今後のといいますか、ビジョンなり、そういったことも検討していかれるということですので、ぜひやっていただきたいなというふうに思っております。

先日、跡地といいますか、あそこをちょっとぐるっと見たんですけど、元正面玄関があったところに木が残されていて、そこにツバキの、何ていいますかね、メッセージボードみたいなのがたくさん飾ってあって、何かこういうのが欲しいというようなのをいっぱい書かれていたんですが、あれはどういうあれで誰が書かれたものなのか、ちょっと気になったので、教えてください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

当方のほうで把握している内容といたしましては、小学生だったと思いますけれども、小学校に行かされている生徒さんのほうからこういう形でしてはどうだろうかという発案があったというような話を聞いております。そこで、学校のほうから打診がありまして、教育委員会を通じての話になるんでしょうけれども、そこからこういう企画はどうだろうかというような形でお話を承った経緯があったかというふうに私は認識しております。

以上です。

○6番（原田 希君）

中心市街地については以前からいろんな団体の方からお話を聞かれたりして、町内にこういうものがあつたらいいなという要望を元に要求水準書等を作成されて現在の段階に入っています。今後、そこに基づいて合同会社の中で様々な協議をされて公共施設であったり、民間のいろんな施設であったりというのができてくるんだろうというふうに思いますが、あの木見ながらですね、あれぜひ何かいろんな人を書いてもらったらいいんじゃないかというふうに思っています。それを元にあれもこれもやらないかんという話ではないと思うんですけど、やっぱりいろんな方がいろんな思いであの場所を思っておられるといいますか、こういうのが欲しいというのを結構やっぱりこの間もずっと聞いてきましたし、何かそういう皆さんの思いをあそこに掲げていくというのは非常にいいことなんじゃないかなというふうに思いますので、今回は小学生のほうから、学校のほうからそういう話があったということですが、何かもっといろんな方にそういう皆さんの思いというのを書いていただいて、町のシンボルとなるあの土地に何か掲げるといってもいいですし、その書いていただいたものを皆さんが見て、今後の中心市街地の発展につなげていくというのも必要なんじゃないかなというふうにちょっと感じたところですが、その辺りいかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

私もあれ見させていただきました。全部はちょっと全てに目を通すことはさすがにできませんでしたが、見させていただくとなかなかいろんな町民の熱い思いというのが伝わってくるのかなというふうに思っておりますし、それだけ期待を受けているんだなというふうにも同時に感じました。ですので、皆様方がちょっと御満足いただけるような形で最終的な整備を成して、あそこに人が集って、そこでいろいろな交流拠点になって、上峰町の最終的な利益になるというような形での整備が進んでいくように私どもも願ってやまないところ

ろですし、そういう努力をしていきたいというふうに考えております。

また、合同会社を設立する際の検討委員会の中でも、やはりいろいろなイベント的なものとかそういったものもいろいろ検討はなされておりますので、折に触れて町民の皆様方とかあの地の開発内容とかにいろいろ触れられるような形での企画だったり、そういったものもいろいろ検討がなされております。ちょっとまだ今お披露するような段階にはございませんけれども、そういった意気込みも準備会の中ではあるということをお場でちょっと皆様方にお知らせしておきたいなというふうに思っております。

以上です。

○6番（原田 希君）

とにかく多くの方が期待を持っておられますし、まだかまだかというようなお話も聞いておりますので、加えて、その合同会社ができないことには細かなやり取りもこの場でできないというのもまたここで再確認させていただきましたので、それから、土地の寄附を受けるときにも速やかな会社の設置ということで条件ついておりますので、いろんな社会情勢もありなかなか難しいとは思いますが、ぜひ速やかに設立に向けて頑張っていただきたいというお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

一言ちょっと室長と町長からもいただければと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

非常に期待が多い事業ということはひしひしと実感として承知しているつもりですので、できること、すべきこと、これに関しては速やかに私どものほうとしては粛々と準備を進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

原田議員から御指摘をいただいた点は私も同様に感じておりまして、年内と申し上げていたのが今2月になりまして、もうすぐ3月を迎えるという状況にちょっと憂慮しております。どの点が問題点で進んでいないのかしっかり確認をさせていただきながら、速やかに合同会社の設立に向けて進捗させていくようにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

7番吉富隆君よりお願いします。

○7番（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。7番吉富隆でございます。

大きく2点ほど質問をさせていただきたいと思っております。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告順に従いまして質問させていただきます。

本当に今現在、コロナ対策の問題等々が非常にテレビ等々で、ニュースで流れている中で、ちょうど10年前になります、東北の災害があつて、また地震があつて、10年置きにこういった問題が起きるといふようなことのございますけれども、東北につきましては、一日も早い復旧ができるようにお祈りをしておきたいなと思つております。

それでは、早速質問をさせていただきますが、同僚議員の質問を聞いておまして、なかなか前に進んでいないなということのございますけれども、私は私なりに中心市街地活性化事業、今後のスケジュールについてお尋ねをさせていただきます。

合同会社の設立はいつ頃になるだろうかという質問をしようと思つておりましたが、まだまだ前に進んでいないということなんです、よく合同会社という言葉が出てまいりますが、私は軸は行政であろうというふうにございます。町が何をしたいのか、どうするのということ、なかなか議会には伝わってこない。そういったことも含めたところで質問を進めさせていただきます。

要旨の1番に合同会社の設立について、これですね、いつ頃に設立の予定ですかということ、お尋ねを僕はしたいところですが、なかなか進んでいないようのございますけれども、私なりに質問をする中で合同会社の設立はいつ頃になるか、はっきりとお答えをしていただかないと前に進むことができない。

なぜ私がこれをしつこく質問するかというと、物すごくこの活性化事業については、町民の皆さんの関心が物すごく高いんですよ。そうしますと、よくよく町民の皆さんからお尋ねがございます。しかし、はっきりした説明ができない状況下にあるということなんで、私は行政が軸でやっているんだから、いつ頃にオープンができますよと、遡っていけば、これはきちっとできるはずなんです。できなきゃおかしいですもんね。

これは今後も、同僚議員もまた質問を通告されておりますけれども、これははっきりとしていただきたいと僕は思いますので、御答弁をお願いしたいと。

それから、要旨2番の出資金（行政、合同会社）についてございます、やっぱりこれにはそれ相当のお金がかかるであろうというふうにございます。この出資金について、中身についてお尋ねをさせていただきます。

要旨の3番目に、事業内容（プロジェクトファイナンス・コーポレートファイナンス）についてございます、このことについては、ファイナンスということが表に出ていまして、このファイナンスというのは会社であろうというふうにございます。このファイナンスについて、中身についてお尋ねをさせていただきます。

4番目の今後のスケジュールについて、今、同僚議員からもしつこく質問がなされておりましたけれども、このスケジュールというのは行政がきちっともう立ててあるんだろうと僕は思います。そうしないと活性化事業というのはできないはずなんです。そういったこと

も含めたところで、スケジュールについてもお尋ねをさせていただきます。

それから、中心市街地事業の中で中心市街地活性化事業法関連についてですね。この中心市街地活性化という言葉は変わらないだろうと思います。そうしますと、これは法律があるんですよね。法律に基づいて進めをされていくのかどうか、まずお尋ねをさせていただきたいというふうに考えております。

それから、大きく2番目でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業体制についてでございますが、大変担当課は頭を痛めておられるのではないかなというふうに考えております。

そういう中で、町としてどのようなお考えを持っておられるのか、お尋ねをさせていただきます。

それから、集団ワクチン接種事業の場所の計画ですね、ここについては大変なスケジュールを持っておかないとできないと思うんですよ。このことについては、同僚議員からもここまで聞いてくれんかいというようなお話もあっておりますので、中身については、答弁の都合では中身についてきちっとした形で質問させていただきます。

それから、これに対して3番目のスタッフの準備でございますが、それなりの準備が必要、スタッフの人員もそれなりに必要であろうというふうに思いますので、計画等々をお尋ねさせていただきます。

それから、医療機関との委託契約についてでございますが、全協の中でも医療機関については説明をいただいておりますけれども、やはり安全な接種をする、それとクーポン券についてはいつ頃の配付の予定でございますか、お尋ねをさせていただきます。

以上、大きく2点質問をさせていただきますので、明快な御回答をお願いし、質問を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

質問事項の1番、中心市街地活性化事業及び今後のスケジュールについて、質問要旨1番、合同会社設立について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉富議員の質問事項1、中心市街地活性化事業及び今後のスケジュールについて、要旨の1に関して答弁をいたします。

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

現在、合同会社設立準備会のほうで依頼をいたしました司法書士のほうに設立登記のための定款を含め、法務局と調整をさせていただいております。

一方、民間事業パートナーにおいても、資本金を出資するために稟議の準備など出資に必要な決議を取る動きとなっております。

今後は、社員総会、設立総会になりますが――が必要になりますが、折からのコロナウイルス感染拡大防止の観点からも密の状態をなるべくつukらないよう、実施時期を含め、工夫が必要になるだろうというふうに考えております。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

ただいま室長さんのほうから御説明をいただきましたけれども、私はこれね、答弁になっていないと僕は思うんですよ。軸は行政であるんですよ、これ。何回も同じ質問を私もさせていただきましたけれども、町が何をやるのということなんですよ。これ、町が軸なんですよ。

そして、そういう中でイオンさんから土地を、寄附をいただいておりますよね。今、町の名義であろうかなと思いますが、この合同会社を設立するに当たっては、土地をですよ、6万何千平米だったでしょうか、6万3,700平米ぐらいあったと思いますが、それを合同会社に移管するという答弁を今までいただいております。

合同会社が早くできないという理由にはならないでしょう。土地の名義をしないと前に何も進まないじゃないですか。そうでしょう。土地をイオンさんからいただいた。町が2億円かけて土地を買いました。それを合同会社に出資をするということで御答弁を今までいただいていたと思います。

そうしますと、町は不動産を出資しますよというようなことでございましたので、この合同会社を事務レベルではある程度進んでいるであろうと僕は思っています。12月議会でもそういう質問をさせていただきました。名義は町んとに変わりましたよという答弁をいただいておりますので、もう2月の半ばですもんね。1月からすると、合同会社の設立についてはもうできていなきゃならない時期に来ているであろうと思いますよ。

基本的に町が何をやるかということは、いろいろ事業計画の中で、いろいろな町から答弁をいただいておりますよ。そういったことに含めて、いま一度、室長さんね、これはいつ頃になるかというくらいの計画をしていただいて、そこの何というのですか、合同会社がいつ頃設立になりますよ、予定をしておりますよということぐらいは答弁できるでしょう。お願いしますよ。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

町の出資だけで合同会社が設立できるという趣旨ではございません。町の現物出資プラス民間事業パートナーからの資金の、資本金の出資が合わさって初めて設立になります。ですので、民間事業パートナーが参画されるところがございます。十数社ほどございますけれども、その中小事業者とか、大きな事業者までおられます。中小の事業者につきましては、比較的意思決定が早いと思います。ですので、出資金の稟議というのはさっと通りやすくだろうというふうに考えております。

ただし、大きな企業、大企業におきましては、取締役会の案件だったり、経営委員会というものが、通さないと出資金というのは出資できないことになります。そのタイミングがですね、例えば、月に何回あるとか、毎月、何月にやるとか、そういったタイミングがずっと決まっていますので、そこに案件として出さなきゃいけないんですね。それが出そろってからというのが条件整備というものの1つ目ということに考えております。

プラスで、先ほど申し上げたように法務局とも細かな調整等をしております。法務局のほうに持って行って、これは商業登記になりますので、法務局のほうで受けてもらわないことには設立できません。ですので、そのそごがないように法務局としっかり調整をさせていただいて、しかも、定款であったり、出し方、これに関しても微調整とかも行っております。ですので、ここがそろった段階でお出しする必要があります。

また、そのときには社員総会とかの議事録とか、そういったものも必要になってきますので、社員総会のタイミングも必要になってくると。

となると、今度はちょっと今、先ほど申し上げたとおり、ちょっとコロナの関係もありましたものですから、そこでのタイミングを見計らう必要もあるだろうと。一堂に集まりますので、やっぱりそれなりの会場であったり、換気であったり、対策であったり、そういったものを相当した上で社員総会をするということになりますので、そういった諸条件が重なっているということで御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

今、室長のほうから御説明をいただきましたけれども、これは答弁にならないよ、室長。そうでしょう。行政が何で私が軸かという、公募されていますよね、パートナーはね。パートナーが公募する段階で、そういう手続というのは、会社は恐らく終わっているだろうと僕は思っていました。頭を振りよんさばってんですよ、そういうことは行政がきちっとやっぱり指示を出さなきゃ、パートナーで、うちはパートナーですよということで手を挙げんかったなら。そうしないとね、そういう理由ではなかなか前に進まないですよ。そうしないと、まだ町の所有物であって移管できないですもんね。でしょう。そうでしょう。

そういうことで、コロナの問題も僕は最初から言ってきました。こうなりますよということとは言ってきましたけれども、そのときの対応は室長さん、どがん答えとつか覚えとっですか。そうでしょう。

そういったことで、なかなか前に進むにつれて答弁が変わってきています。そうじゃなくて、町が町長を中心にきちっとした形ですね、こういう活性化事業をやりますよというのは、基本的に町が考えていることなんです。それを時間かけていろいろと言うこともいかなげなもんかと思うけれども、いつオープンの手筈ですか、そうしますと。ここから遡らなきゃ。そして、今何をすべきかということでしょう。オープンの時期は一遍公表しています

よ、行政は。だから、僕は言ってきた。コロナがあつて、遅れてもいいんじゃないですか、石橋を1つ2つたいて渡ってくださいよというお願いを僕はしてきました。そうでしょう。

そういったことも含めてですが、早急に合同会社が設立をされるように、やっぱり町が軸ですから積極的にアタックをしてください。と同時に、来年の公募がなされていますよね。そうでしょう。——やっていない。ネット上で調べるといろいろ出てきておりますよ。

合同会社の設立についてはこの程度で終わりたいと思いますが、ぜひとも早急にやっていただく。コロナのせいにかげんでですね、密室ということも十分承知しております、今までね。そういったところを含めたところで、合同会社の設立については早急にパートナーさんと接触していただいてですね。流れはね、室長さんの言いよつと、分かつですよ。取締役とかなんとかやらんば、密室でできないと。それで、上峰町のほうの我々議会としてね、ああ、そうですかというわけにはいかないでしょう。

これね、町民の皆さん、物すごく関心持ちちゃつですもん。恐らく同僚議員も、恐らくね、町民の皆さんからお聞きをされておりますけれども、きちつとした説明はできていないですもんね。誰でもできない。そういうことを含めたところで、ぜひとも早急に合同会社を設立していただいて、そして、町の活性化事業ですから、皆さんが喜ばれるような活性化事業に進めていただきたいというふうに思いますので、この件についてはよろしく願いをいたしておきます。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問要旨の2番、出資金（行政、合同会社）について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉富議員の質問事項1、中心市街地活性化事業及び今後のスケジュールについて、要旨の2に関して答弁をいたします。

出資内容につきましては、上峰町からは先般議決を頂戴いたしました土地の現物出資という形での所有権移転登記を行います。各民間事業パートナーにおきましては、資本金出資のための稟議準備など出資に必要な社内決議を取るなどの動きとなっておりますが、合同会社の出資を行うことで両者から行って財産的基礎とするということです。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

室長さんの言われるようにね、中身については僕も理解しているつもりなんですけど、町としては不動産を提供するということですよ。そういう中で、合同会社さんを設立した後に金融機関を通してお金を借るというお話が今まであつてきました。そうでしょうね。そうしますと、大体のこの資本金というのは幾らぐらいの予定をされておるのでしょうか。

そうしないと、町が約5億程度の土地ですよ。もっと僕は価値はあると思っていますが、土地を提供する、名義が変わります。そうすると、町の所有物ではもうなくなるわけですよ。合同会社さんになるわけですよ。それに見合った現金で合同会社は出資をするというお話を、答弁をいただいておりますので、この金額については、大方このくらいぐらいうの出資金になるだろうというようなことは事務レベルで分かっていると思うので、その辺についてお尋ねをします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

今回は設立の基本出資という形になりますので、基本出資部分という形では30,000千円弱ぐらいになりそうです。ただ、出資は1回ではございません。今後開発を行う上において、今予定しているその基本部分とは別にですね、今後、リスク負担分というものの出資が後に必要になってまいります。ですので、その段階では再度資本金更正の登記を行ってという形になります。

ですので、現段階ではそれぐらいの額ではございますけれども、ただ、現段階でまだ設計が出来上がっていないんですよ、当然まだ発注もしておりませんので。ですので、民間パートナー事業者におけますリスク負担算定というのが、今の段階ではちょっと明確になっていないという状況です。ですので、後にこの辺がはっきりした段階で、追加出資扱いという形で後に資本として追加していくという形になります。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

いつもそのような答弁ばかりで、僕は納得できないんですよ、本当に。やっぱりですね、今までも合同会社が何でんしんさつですもんねと言うて、僕から言わすつと逃げてきたとしか言いようがない。

事務手続は非常に難しい問題等々もあると思う。理解していますよ。町は不動産を提供するという決めであるんでしょう。合同会社が今できていないから、そういうことは分かりませんというようなことではございますが、それじゃできないでしょうもん。町が軸で主導しているんですから、そうでしょう。

やっぱり資本金というのは、当然法人化であろうと思います。当然今は株式にしても有限にしても、1円からでくっですもんね。それは条件がつかますけども。そういったことも含めたところで、本当に町の双肩にかかるような大きな事案だと僕は思っています。だから、やっぱり慎重にやるべきことは慎重にやっていただかないとできない。そうしないと、まず合同会社をつくらせる——先ほどから何回も言っていますが、していただいて、出資金の問題というのは、事務レベルでおおよその感覚的にはあると思います。5億という金が出ていますから、行政からですね。そうでしょう。

そしてまた、いろいろとここに関連が出てくるんじゃないですか。事業費どうするのとい

う問題はここに残ります。大きな問題。これが数十億だと僕は12月議会で言ってきました。そういったことも含めて、大きな事案であるということは間違いなかつですよ。そうでしょう。

室長さんにばかり質問をするんですが、所管として、それは逃げられないですもんね。そうでしょう。やっぱりこの合同会社というパートナーの皆さんは、行政が思っているような人たちばかりじゃなかつですよ。自分の会社を守るためにどれだけの努力をしてあるかということですよ。必ずここ、合同会社というのは利益追求をするであろうと思います。そうしないと、パートナーで手を挙げませんよ。そこら辺に若干行政の考え方とギャップがあるのではないかと思います。

そういったことも事務レベルで、やはり所管できちとした形は取っていただきたい。資本金は1円からできるからいいけれども、町の出資は不動産ですから、これは5億以上あつですもんね。そういったことも含めたところで、やっぱり今後についてはスケジュールを進めていただきたいなと思います。そうしないと、私どもも町の人からね、いろいろと聞かれるつですよ。あれ、どがんだいよっかいと、議会何しよっかいという話は言われます、直接。そういったことは行政にもある、そういう町民の皆さんの声が届いているであろうとは思いますが、そう簡単にいくこの事案ではない。

だから、もともとから1年遅れてもいいじゃないですかという話はしてきました。慎重にやってくださいと。しかし、今になっては、もう寄附をいただいた、不動産提供しますよと町は言っているんだから、やっぱり合同会社はつくらせんばいかんですもんね、早う。パートナーは手を挙げてあっけんが、その時点で取締役会の人たちも容認してあるんですよ、手を挙げるからには。そうでしょう。

今まで室長さんね、合同会社が何でんしんさつというて逃げてきたやなかつですか。もうでけんですよ、そういうことは。きちとした形で議会にはやっぱりね、透明性を持って答弁をしていただかないと。

そういったことで、合同会社の出資については今のところ見えてこない状況下にあると判断してよろしゅうございますか、いま一度お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

そこはしっかり進めているつもりでございますので、これからもしっかり進めていこうというふうに考えております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

ただいま一言ですね、慎重に進めていくということではありますが、やっぱりそういうふうに議会だよりに掲載せざるを得ないでしょう、よかですか。よかですか。

今のところ、町が軸にやっておって、町は不動産を5億程度の金額に変えればなります。

あとは1円でんでくっけんよかばいという話に捉えとってよかですか、合同会社は。これは条件つきですもんね、1円で法人化するのは。できますから、今は。法律上できます。法律が変わったない分かりませんが、まだ変わっていないようでございますので、そこら辺についてはしっかりとした考え方を持っていたかかないと、ぜひともですね、オープンがいつということはいつから言うとおつですか。今年の夏じゃなかったですか。何月ということは何月とおられません。夏。そういったことも含めたところで慎重に進めていただきたいということで、この項を終わらせていただきます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の3番、事業内容（プロジェクトファイナンス・コーポレートファイナンス）について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉富議員の質問事項1、中心市街地活性化事業及び今後のスケジュールについて、要旨の3に関して答弁をいたします。

各ファイナンスについてのお尋ねということですが、これは資金調達の手法のことでございます。

プロジェクトファイナンスという資金調達方法は、企業があるプロジェクトにおけます資金調達を行う際にプロジェクト自体から生じるキャッシュフロー、つまり、事業から発生する収益であったり、事業の持つ資産、これを元に資金を調達する方法、金融機関側から見た場合は融資という言い方をいたします。

一方、コーポレートファイナンスと申しますのは、企業の信用力であったり、担保の価値、これに依存する資金調達方法をコーポレートファイナンスと申します。プロジェクトファイナンスでは、多額の負債を必要とする大規模なプロジェクトでよく用いられます。インフラなどの公共事業であったり、公共的要素の強い民間の事業についても活用されることが多く、PFI事業などでも活用されております。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

この2点につきましては、合同会社を設立された、その利益が出るか出ないか、担保の価値がどうあるかというような調査をする会社と認識してよろしゅうございますか。そうじゃないわけでしょう。そうじゃないわけでしょう。

そうしますと、今室長さんが言われたように、この問題って重要性が出てきますよね。お金を借るときの問題等々が出てくるじゃないですか、合同会社は。そういうふうに理解していいでしょう。違うんですか。——いや、頭ひねりよんさばってんですよ。この二通り、若干システムが違うんですよ。違うんですよ。でも、やっぱりここがしっかりとした目

配りをしていかないと大きな問題になりかねないというふうに僕は理解していますが、その辺いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

すみません。プロジェクトファイナンスというものと、いわゆるコーポレートファイナンスというものに関しての違いにつきましては、先ほど答弁で申し上げたとおりではあるんですけども、これは会社ではなくて、資金を調達する方法論です。方法論が一般的には2つありますということで、一般的なのは、要は例えば、土地に抵当権をつけて担保で融資をしてもらうというのはコーポレートファイナンスです。ですけども、プロジェクトファイナンスというのは、この事業の収益性、例えば、この事業をやったら幾らぐらい利益があって、幾らぐらいの配当があって、こういうフローで返せるんだということを事業計画の中で金融機関にお示しをして借り入れる方法、このやり方をプロジェクトファイナンス。つまり、プロジェクトというのは、一つの整備する案件ごとにやる融資の方法ですので、プロジェクトファイナンスという言い方をいたします。

これは金融機関であったり、各投資機関であったりのそこでの話合いの結果、契約として成り立つというものでございます。ですので、一般的に人的保証とか物的保証というのがコーポレートファイナンスであったり、例えば、企業そのものの信用力で借りるのがコーポレートファイナンス。ですけども、プロジェクトファイナンスはその事業自体、その事業そのものに対して貸し出すというのがプロジェクトファイナンスということで御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

要するに、この中心市街地活性化事業については必要不可欠なんですね、この問題はね。そうでしょう。これがないとなかなか前に進めないんですよ。そういうふうに僕は理解してましたので、ですね。

先ほども申し上げたとおり、やっぱりお金を借る手段としてですよ、こういうファイナンスを両方ともね、これは重要な問題であるというふうに思いますが、総合的に考えたときにどれだけのボリュームの何をするかということにこれは跳ね返るですもんね、金がかかりますから。町が金出すわけじゃないでしょうもん。町が金出すんですか。出さないでしょう。町は不動産提供のみと僕は考えています。下支えという言葉もありますので、それは理解していますよ、今後ね。しかしながら、やっぱりスタートラインに着いたときに、この問題は重要性が物すごくあるわけですよ。金が絡んできますので、そうでしょう。そういうふうに理解しとってよろしゅうございますか。違うんですか。町長は首を振りよんさっぱってんが、これは難しかったですよ。難しい。しかし、これが一番重要性のポイントになってきますよ、今後。お金がついて回るんでね。僕はそう考えています。やっぱり事業すつとに金かかって

しょうもん、単純に考えて。かからないの。かかってでしょう。

僕はここが一番問題だなというふうに思っていますし、これは今後もまたね、議論をする場が出てくるであろうと思いますし、まだまだ先に進むには合同会社ができないと進めないでね。しかし、こういったことを含めたところが、やっぱり全体的にここが一番問題は出てきます。金は関連してくると僕は思っていますので、お金が。室長さん、関連はなかですか、お金の問題等。あるでしょう。ないですか。いや知りたい——教えてください。よろしくをお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

議員がおっしゃられるように、確かに開発段階で整備する際には資金を要します。ですので、その資金を要するための調達手段という形でこのプロジェクトファイナンスという手法を導入するというところで考えております。

このプロジェクトファイナンスというのは、要は通常のコーポレートファイナンスで負いきれないような多額の整備費だったり、こういうふうなものを必要とする際にやる、大規模なプロジェクトとかでやるときに調達する一般的な手法なんですね。これは、こういうLABV方式、今回のだけではなく、いわゆるPFIであったり、公民連携事業でやるようなものであったり、既に実績がございます。

このプロジェクトファイナンスをやるときに、SPCがプロジェクトファイナンスで用立てをして、PFIという事業でこのやり方をやっているということも既にご覧いただけますので、こういった従来ある手法を活用しながら、こういった整備に必要な資金を調達する方法として考えているということで御理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

ファイナンス関係については、僕も理解しているつもりなんですよ。しかし、LABV方式とPFIが出てきました、今ね。そうすると、若干違うと思うんですよね。そうですね。そういう事業も可能になりますよと、今後はということでは理解しとってよかですか。事業の内容について、PFIでもやりますよということじゃないわけでしょう。ないわけでしょう。そうじゃなかもね。そうすると、LABV方式ということでは理解をするわけ。そうですね。

LABV方式ってですね、なかなか町民の皆さんに説明しても分かってもらえんですよ。だから、先ほど同僚議員から出たように、広報紙等々を使って、LABV方式はこういうもんですよ、こういった事業展開になりますよと、やっぱり町民の皆さんにお知らせをね、ぜひともしていただきたい、私も。いや、議員の皆さんで、聞かれて説明しようがなかとですよ。恐らくLABV方式を100%理解している議員さんはおんさっちゃろうかと僕は思うです。これは日本で初めての事業なんですよね。そうですね。実績がないわけでしょう。で、

やっぱり若干不安なところもあつとですよ、現実的に。町はこれ以上金を出さんということであれば、僕は理解しますよ。しかし、下支えということ町長さんは言われよりますので、金は出さなきゃいけないときが来るであろうと僕なりに考えています。だから、ここに時間をかけているんですよ、僕は。

ぜひとも室長さん、同僚議員が言われるように、やっぱり町民の皆さんにもですね、LABV方式を使ってこういう事業をしますよということも含めたところでのやっぱりPR活動ば町民の皆さんにもしてください。そうすると、浸透率が高くなるであろうと思いますので、その辺については強くお願いをして、この項は終わります。

4番目のほうに進めさせていただきたいんですが、スケジュールについては理解をしておりますので、ここを省いていただいて、要旨の5番のほうに進めていただきたいというふうに思います。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の5番、活性化事業法関連について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉富議員の質問事項1、中心市街地活性化事業及び今後のスケジュールについて、要旨5に関して答弁をいたします。

通告にございましたお尋ねの活性化事業法なるものに知見がなく、大変申し訳ございませんが、中心市街地の活性化に関する法律に係る御質疑ということであれば、本事業につきましては当該法律に依拠したものではありません。その旨、申し添えます。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

私が今お尋ねしたことについては、そうではないですよとはっきり室長さんが言われましたけれども、冒頭で申し上げたとおり、中心市街地活性化事業というこの名称は変わらないですねとお尋ねしたとはここにあったんですよ。

じゃ、どういう方法を取られます、活性化事業は。ちょっと待ってください。活性化事業というのは、こう法律があるんですよ。法律があります。物すごく手間取るわけでもね。そいけん、ほかに方法があるようですので、それも含めたところで、まずお尋ねをさせていただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

これも室長が言う前に前回の議会の際から申し上げていますが、中心市街地の活性化に関する法律にのっとった事業じゃないということですね。今回は民間資金を活用したLABV方式で、寄附金を本町としては活用していくという流れの中で進めております。中心市街地という共通の言葉を用いているので、この法律に沿った流れで進めていかなければいけない

というお考えなのかもしれませんが、基本的に中心市街地という表現は、専ら郊外型店舗で商店が並んでいるところが空洞化していくというような現象がよく散見されておまして、そうした中心地、中心市街地というものを活性化させようという、こういう前提の上立った言葉であります。

本町は、そうした商店街なるものがですね、商店はございますけれども、商店街、商店主会というような存在がなかったところから、町の中心地というふうな表現でこの中心市街地という言葉を用いております。

しかしながら、この法律に沿った事業だということで従来から吉富議員が言われますけれども、この法律にのっとった対応をしていくことも考えておりませんし、どういう方式でやるかについては従前からお伝えしているとおりでございます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

この中心市街地活性化法と言われるものなんですけれども、こちらのほうは、おおむね少子化であったり、消費生活等の状況の変化に対応いたしまして、中心市街地におけます都市機能の増進であったり、経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することによって、地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするというような法律内容なんです。

おおむねこれは手続法と言われるもので、手続に関することをいろいろ定めているものです。これは例えば、内閣総理大臣のほうに中心市街地の活性化本部というものを設けて、そこで認証を受けて、計画をつくって、そこで多くはソフト事業です。このソフト事業を、要はやるための手続を定めた法律ですので、私どものほうで今考えている民間活力を導入したところで、要は整備事業を行うというものとは若干、ちょっと意味合いが違ってくるのかなというふうには思っているところがございます。そもそもこの法律自体に依拠した動き方を私どもも全くしておりませんでしたので、こちらの法律というのは、たまたま町長が言われるとおりの、名称が同じような形で、ちょっとそういう形で誤解を生じたんじゃないのかなというような形で思っているようなところがございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

たまたまですか、こんな大きな事業がですね。私はこの法律があるのでお尋ねをしているだけで、この法律にのっとった事業ではございませんよというお話でございますので、じゃ、その方法とは、進める方法。単純にL A B V方式でという話ですか。

あのね、最初、私がこの活性化事業という名称は変わらないですねというお尋ねをしました。たまたま使ったじゃ済まされないですよ、本議会ですから。そうでしょう。違うんですかね。

だから、これにのっとらないで、法律にのっとらない方法でやりますよ、L A B V方式で

すよと。いや、どういうふうに今後、じゃ、この法律にのっとらんところでの進め方はされるんですか。いや、大きな事業でしょうもん。法律はたまたまと、こう言いよんさっばってん、たまたまの問題じゃない、数十億のお金がかかる問題ですから。私もですね、それも僕も調べていますよ。そのくらいぐらい、質問するからには。だから、やっぱりそこら辺について、行政の考え方というのは議会できちっとね、御答弁をしていただきたい、説明をしていただきたいというふうに思いますもんですから、これをわざわざ出したんですよ。両方考えておりました、僕も。よろしくお願いします、町長。

○町長（武廣勇平君）

大変議員経験の長い議員に対してお言葉を返すようではありますけれども、中心市街地という表現がつく事業は世の中にあまたあると思います。その全てが中心市街地活性化事業法等にのっとった対応をしているとはとても考えられません。各市町の単独事業、それは都道府県も行っているでしょうし、先ほど言われました中心市街地の活性化に関する法律の概要について把握しているわけではありませんけれども、つぶさにですね。しかし、室長が言われたとおりであれば、ソフト事業にのみですね、ソフト事業を主な旨として進められる事業だということであれば、ハードに関する中心市街地活性化はこの法律にのっとった形で進められないわけでありますので、とても何か、法律名が重なったことを質疑の中で言われておりますけれども、私はちょっと理解に苦しみます。

その上で、この中心市街地の進め方については、これまで従来申し上げましたとおり、公費の持ち出しをより少なくするということが、人口が減っていく、税収が減っていく中での一つの大切な視点なわけです。放漫財政で借金が多く出てきた町をですね、しっかりと財政運営を、規律をつくりながら民間資金を活用し、あるいはインパクト投資を活用して、町の持ち出しをできるだけ少なくしていくと。そして、新設する公共施設につきましても——新設じゃないね、更新、更新をする公共施設についても、床面積をできるだけ減らして、そして、質を上げていくと。この2点がですね、今後の公共施設、昭和40年代、50年代にコンクリートをたくさん造ったこの町においても他市町と同様に重要な視点なんです。よって、この中心地については、そうした2つの面を同時に持ち込む、ビルトインさせて、この中心市街地を——我々が中心市街地と呼んでいるこのイオン跡地について考える上で、このLABV方式が最適だというふうな判断をしているところです。

経緯については、議員はよく御存じのことだと思います。PFIでも並行して募集をしておりますので、部分的なPFIがあり得ないともあり得るとも言っておりません。可能性としては残っていると思いますけれども、今後、合同会社を速やかに設立して、どのようなスケジュール感で進めていかれるか、それをしっかり見守っていきたいと考えております。

○7番（吉富 隆君）

今、町長からる御説明をいただきました。LABV方式ということでいかれるようでご

ざいます。しかしながら、私も法的なことを若干調べてみますと、やっぱり佐賀県でもこの活性化事業法に関連してやっているまちがあります。唐津市とか基山とかですね、そういったことでやられておりますのも調べてみましたが、うちの町としてはL A B V方式でいきますよということで理解してよろしいですか。よかったですね。

そうしますと、これ、もうちょっと先のことになるかもしれませんが。合同会社ができました。いよいよ事業展開になりましたとしますよね。そうすると、ここに調整ため池、排水の問題が今後出てくるであろうと僕は思います。そういったところも含めたところで、視野に入れたところでやっていただきたいと思いますが、問題が起きるんですよ。起きますよ、新たにやるんですから。新たにやるんでしょう。これは合同会社に移管して、合同会社がやるわけでしょう。そうでしょう。そういうことも含めたところで僕は質問をしているんですよ。そういう問題等々は必ず起きるであろうと僕は予測をしています。ないほうがいいと思います。町民のために、町が活性化するための事業ですというふうに理解をしていますので。そういったことも含めたところで、今後、やっぱり視野を広げたところで、こうしたときはどうなるもんねというようなこともやっぱり視野に入れてやらないと、せっかく町のために行政が頑張っておられるのに、そこで横やりが入ったときにまた時間が延びます。

これは活性化事業法でやらないということですから、手間は省きますもんね。短時間でできるはずなんですよ。そういったこともございますので、今後についても、我々は一般質問等々でしかできないように合同会社ができたらなりますので、ぜひともそういったことも視野に入れたところで前に進めていただきたいというふうに強くお願いをしておきたい。

それに対して室長さんでもいいし、町長さんでもいいし、今後の対策としてはしっかりとやっていくという御答弁をいただきたいというふうに思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

しっかり対応して、前に進む形をしっかりと取った上で着実に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

この件につきましては最後にさせていただきたいと思います。

ぜひともいろいろな問題等々が起きる可能性は大でありますので、そこら辺についてはしっかりとですよ、合同会社が軸じゃございませんので、町が軸だと僕は思っていますから、そういったことも含めたところで、ぜひともしっかりとした石橋をたたいていただいて、前に進めていただきたいということを強くお願いをして、この項を終わらせていただきます。

先に進んでください。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、11時10分まで休憩いたします。休憩。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

吉富議員の質問事項の2番、新型コロナウイルスワクチン接種事業体制について、質問要旨の1番、町の考えは、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様おはようございます。吉富議員の質問事項2、新型コロナウイルスワクチン接種事業体制について、要旨1、町の考えはについて答弁いたします。

今回の新型コロナワクチンの接種事業は、国の指示の下、都道府県の協力により市町村において予防接種を実施するとなっております。接種の目的は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らす。結果として、新型コロナウイルス感染症の蔓延の防止を図るものでございます。

町としましては、速やかに接種が可能となるようワクチン接種の優先順位を踏まえ、各種機関と連携をし、接種体制を引き続き進めてまいります。スケジュールとしましては、65歳以上のクーポン発送を3月中旬から、65歳以上の高齢者のワクチン接種を4月から予定しているところでございます。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

今、課長のほうから町の考えをお尋ねしたところ、きれいにお答えをいただいたなと思っております。

そういう中で、大変な所管で今後あるだろうということも察しを申し上げておきたいというふうに思っております。

そういう中で、4月の頭かどうか分かりませんが、4月の月には町民の皆さんに接種をするということで御理解をしっかりとってよろしゅうございますか。

○町長（武廣勇平君）

今、健康福祉課長が答弁した内容の議論の大前提は、これは今問題にもなっておりますが、ロットが分からないんですね、供給量が。結局、ファイザー社のそのロットの数がですね、供給量がはっきりしなければいけません。集団で、あるいは個別で、医院でやるかも含めま

して、そのロットに応じて体制が決まり、そして、いつの時期ということが決まってしまう。極端に少ないワクチン数ですね、全ての町民に今言ったスケジュール感で進められるかどうかというのはまだはっきりいたしませんので、前提としてお伝えをさせていただき、健康福祉課長が後ほど答弁いたします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの4月から接種が可能かという御質問だったかと思います。

昨日、ファイザー社のワクチンの薬事承認が下りまして、今後、医療従事者については2月より接種が始められるものと思います。国のスケジュールにおきましても、4月から高齢者のワクチンが接種されるということで自治体は準備を進めるようにということになっておりますので、ワクチンの配分にもよりますけれども、そこについては体制を整えるようにしていきたいと考えているところです。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

非常にですね、町長申されるように、非常に難しい問題だなというふうに私も理解しております。町の考えとしては、やっぱりそのとおりであろうと理解しております。大変難しい問題でありますけれども、やっぱり町民の皆さんが健康であるようにですよ、町はしていただけるものと確信しておりますので、私は町の考えについては理解をしたところでございます。

2番目の項に進めてください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、接種場所の計画は、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

吉富議員の質問事項2、新型コロナウイルスワクチン接種事業体制について、要旨2、接種場所の計画はについて答弁をいたします。

今回の新型コロナウイルスワクチンの接種事業は、市町村において予防接種を実施するものとなっております。ワクチンの接種会場は、医療機関での個別接種と市町村が設ける特設会場での集団接種、いずれでも実施できることとなっております。

上峰町の人口規模や医療機関の施設数を勘案しまして、個別接種と集団接種を併せた形で実施したいと考えております。現在調整中ではありますが、個別接種を町内の医療機関で、集団接種を上峰町民センターで実施したいと考えております。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

ただいま課長のほうからですね、病院で接種をする方法と集団でする方法というふうに2

つに分かれているようでございますが、これは全協の中でも御説明をいただきましたので、それは理解はするものの、集団接種場所は町民センターだと、場所的にはそういったところが適当ではないかなというふうに思っております。

また、そういう中で事故があった場合にどうするかという準備の対策が必要ではないのかなというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの事故の対応についての御質問だったかと思えます。

個別接種、それから集団接種におきましても、安全に接種をするため、緊急時の対応としては、緊急対応できる医療品ですとか、それから、酸素ボンベなどの配置を行っております。緊急搬送をする医療機関についても現在確保をしているところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

課長さんの説明で、いとも簡単に緊急配備等々をやっておると言われますけれども、うちの町だけがそうじゃないわけですね。例えば、救急車を呼ぶといっても、間に合うだろうかというふうに僕は思います。うちの町だけであつたら、広域的に設備がありますので間に合うでしょうし、そういったことも含めたところでのね、準備はどうなんだということをお尋ねしているわけですから、よその町もします。広域的に何というのですか、組織がございまして、初めての事業展開の中で事故というのはやっぱり考えておくべきだと思うんでね、その辺の準備。

じゃ、第2弾として、もし救急車が間に合わんやつたと。じゃ、どういう対策されるんでしょうか。非常に難しい問題とはいえどもね、所管、担当の方には申し訳ないと思うんですよ、大きな事業ですから。しかし、そういった準備はやっぱり心の隅にきちっとした形を取っていただきたいなと思います。やっぱり事故がないということは断言できないと思うんでね、課長、その辺についてお尋ねをさせていただきたい。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの緊急時の体制について、町の体制として大丈夫なのかという御質問だったかと思えます。

接種後の経過観察を行うことについては、集団接種では2名の医師、それから、数名の看護師が接種会場には待機をしておりますので、緊急時の対応では、まずその医師が対応するということになります。対応をしながら、救急搬送が必要になったというときには消防署等に通報することになると思いますが、そこについても、搬送先の医療機関については現在連携をしております、今後、上峰町がどういうスケジュールで何日の何時から接種を行うことについては、その緊急時の対応をしていただく医療機関にも連絡をするようにしております。そこで体制を取っていかうと考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

初めてのことでね、大変戸惑いがあるだろうとは推測いたしますが、やはり命に関わるようなことがあってはならないというふうに思いますので、その辺については十分に計画していただければなと思っております。

そういう中でね、私が質問するのは、ワクチンが順調に入ってくるという想定の下にお尋ねをしているので、じゃ、もう一点だけ。これは1回で済まないんですよ。2回することになりますかね、場所的なもん等々については町民センターになるだろうと思うが、そういったときの計画はやっぱり密にさせていただきたいと思うが、課長の考えをお尋ねします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

現在、住民さん1人当たり2回の接種が計画をされているがというところで御質問だったかと思えますけれども、今、2回の接種体制となっております、それぞれ期間を設けて接種をしていただくこととなっております。

計画については、今後、町民センター、集団の接種を44回から45回程度、週に2回程度ということで予定をしております。医療機関の個別接種については、各医療機関が接種日を設けられますので、各医療機関が1日に接種できる人数については確保していただくこととなっておりますので、そこで今現在進めているところでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

大変な仕事だというふうに理解はしますが、もう一点だけお尋ねをさせていただきたいと思うのは、事故のあった場合にですよ、責任は町なの、国なの、どっちなの。それは分かっていると思うので、お尋ねをいたします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

事故の責任についてでございますが、こちらは予防接種法により国が責任を持つということになります。もし健康被害が現れた場合の窓口としては市町村になります。最終的には国のほうが責任を持たれるということで、そのようなお示しがあるところでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

ただいま課長が言われるように、町の責任もあるわけですね、じゃ、窓口では。そういうことで理解してよろしいですか。あとは国が見るといようなことでございますので。

じゃ、今後町として、予算等々についてはどのようにお考えですか。町に責任があるということでございますので、私は国が全部責任を持つと思っていたんでね、窓口等々については町の責任ということでございますので、予算も考えていかざるを得ないと思いますが、いかがでしょう。

○健康福祉課長（江島朋子君）

すみません。ちょっと先ほど私の説明の仕方が、ちょっと答弁の仕方が悪かったかもしれませんが、健康被害が出た場合については全部国が持つということになっております。その相談ですとか、申請の窓口についてが町ということになっております。

このコロナウイルスワクチンの接種に関しましては、費用に関しても国が持つということになっております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

窓口の責任についても国ということに理解をいたしたところでございます。

そういった中で、現在、町として、担当課として準備の段階ではあろうというふうに思いますが、何ら、こういう問題はちょっと心配しているとか、こういう問題はどうかという問題が課長自身あると思うので、もしよければその辺を教えていただきたい。

○健康福祉課長（江島朋子君）

今現在の準備の中で問題点はあるのかということの御質問だったかと思えます。

現在、先ほど申しましたスケジュールについては国が示しておりますものの、やはりワクチンがいつ入るのかということについては明確になっておりません。先ほど議員もおっしゃいました健康被害についても、まだ症例が少ないものですから、どういう症状が起きるのかとか、どういう体制を取らなければならないのかということも、今後進めていく段階で分かってくるものが多いものかと思えます。

今現在については、やはり当町のように小さな自治体におきましても、ワクチン配分については公平に行っていただきたいというようなことと、また、接種のスケジュールについては、早めに自治体にお示しをいただき、住民の皆様には知らせていきたいということは国のほうにも要望しているところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

ただいまお困りの点がないですかとお尋ねした趣旨はですね、やはり町民の皆さんが、我々も含めてですが、この新型コロナに感染しないような予防方法等が一番だと思います。しかし、接種については65歳以上から先ということにございますので、これは、今のところは接種をせんないせんでよかということなんですよね。しかし、国としては若干雲行きが変わってきているような感じをいたします。やっぱり全部受けんさいよと。そういったときに、受けた人、受けない人とのトラブルというのが今後出てきはせんかねというふうに思います。

例えば、私が受けんやったと。私がコロナに感染したちゅうぎんと、問題が大きくなるですもんね。そういったお困りがあるのではないかなという感じがしたもんですから、質問を

させていただいたところでございます。

そういったこともですよ、議会ではね、マスクせろと、どこにおいて、やっぱり間隔を取れというのが、議長がいつも言われておりますが、町としてもね、そういったことを含めてやるべきだと思うし、町民センターでやるということでございますが、それでもやっぱり間隔を取る待機場所が要るわけじゃなかですか、当然。これは恐らく時間かからんで、事故というか——という問題が出てきますので、その対策場所とかというのが、町民センターは幾つも部屋があるので、そういったことを含めたところできちんとした形を取っていただきたいなというふうに思っております。

そういうことが初めてのことで大変だと思うけれども、所管担当の課長として厳しくやっていただきたいなと思っております。

今ですね、死亡者はこう見てみると、やっぱり75歳以上は多いんですよ、死亡率が。そういったことも含めたところでお考えをしていただければ幸いかと思っておりますので、その辺について、課長、いま一度、課長の考え方をお示しをいただいて、この項を終わりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

現在、有効性、安全性については、症例が少ないということで明らかになっていない部分が多うございますので、住民の皆様には不安に思われている方も多いかと思えます。

現在、予防接種法において、臨時接種ということで今回のコロナワクチンの接種は位置づけられておまして、住民さんに対しては努力義務が生じているということでございます。周知をする際には、住民の皆様が多く情報を得られるような形で、自分は打ったほうがいいのか、どうしたらいいのかというのをですね、安心材料として、いろんな方向で検討ができるような形で周知についても行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

現在、国からの指針がですよ、きちっとした形でまだ来ていないと思うんですよ。全部来ているの、指針は。——来ている。ああ、そう。いや、指針が、国の指示は来ているということなので、それに基づいて、やっぱりきちっとした形を取っていただきたいなと思っております。

というのがですね、やっぱり65歳以上を先にする意味がね、どうなのか。よかですか、聞きよんね。何で横で話しよんね、そがん。大事なことでしょう、これ。だからね、そういったことを含めてね、担当課長さんは大変だと思うけれども、やっぱり町民の皆さんの生命を守るために御尽力をいただきたいと強くお願いをして、この項を終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい、要りません」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問要旨の3番、スタッフの準備について、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

吉富議員の質問事項2、新型コロナウイルスワクチン接種事業体制について、要旨3、スタッフの準備について答弁をいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業体制については、コロナウイルス対策本部で連携をしながら、健康福祉課が中心となり、事業を進めております。また、システム改修、接種券等の印刷、郵送、接種実施体制の確保、調整、相談体制の確保、コールセンターの設置など、接種を行うための業務フローを想定した上で、事業所へ委託するなど必要な人材の確保を行いたいと考えております。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

スタッフの準備については、担当課できちっとした形を取っていただけるものと思いますが、この予防接種が土曜、日曜もされるかどうかというのも一つお尋ねをしておきたいと思っております。

そういった中で大変だと思いますが、町民の皆さんの生命を守るために御尽力をさせていただきたいと強くお願いをして、この項を終わります。1点だけ、お願いします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

土日の接種のお尋ねだったかと思っております。

現在、一番最初、4月から接種を始めます65歳以上の高齢者については、土曜、日曜の接種は今のところ予定しておりません。

内容としましては、緊急搬送が必要となった場合に土曜、日曜ですと医療体制の確保ができない、難しいということで、医療機関の先生方と調整を行いまして、平日の集団接種、個別接種ということで今現在進めているところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

土曜、日曜の接種はしないということでございます。これは集団接種のみなのか、病院等々は土曜日も開いているんでね、どうなのでしょうね。それはそれとして、時間の都合がございましたので、お答えは差し控えて結構ですので、ぜひともきちっとした形で、町民センターでするならするでいい場所だと思いますよ、部屋が幾つもあるんでね。そういったときに教育委員会等々が入っていますので、その移動等々についてもきちっとした形を取っていただきたいと強くお願いをして、この項を終わります。説明は要りません。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の4番、医療機関との委託契約について、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

吉富議員の質問事項2、新型コロナウイルスワクチン接種事業体制について、要旨4、医療機関との委託契約について答弁をいたします。

接種費用につきましては、厚生労働大臣の指示に基づき、国の負担により実施することを踏まえ、接種委託費用についても全国統一の単価となっております。

新型コロナウイルスワクチンの接種実施に係る委託契約は、委託元である市町村が都道府県に契約を委任し、都道府県は全国知事会に再委任をいたします。委任先となります実施機関は、それぞれが所属する地区医師会等に契約を委任し、地区医師会は日本医師会に再委任をいたします。契約の締結について、委任を受けた全国知事会と日本医師会及び都道府県がそれぞれ集合契約を行うこととなります。

新型コロナウイルスワクチンの接種費用の支払いに係る委託契約につきましては、市町村は都道府県に委託を委任し、委任を受けた都道府県と国保連合会が契約を行うこととなります。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

全協あたりでそういった説明を受けておりますので、この件についてはあまり質問する余地がないなと思います。

そういった中でね、ワクチンが順調に入ってきて、このくらいのとですね、ワクチンの容器が。その中で、テレビ放映でされておりましたが、6回分が入っているというふうなことなんです。しかしながら、注射針によって5回分しか取れないとかいうようなことでございますので、そういったことについては、注射針は町としてどちらを使うか、6回分を使うようにしていただければワクチンの制限が多くなるであろうと思いますので、その辺について、課長、どのようにお考えですか。注射針の件です。

○健康福祉課長（江島朋子君）

注射針の件についての御質問かと思えます。

先ほど議員がおっしゃいましたように、当初、1バイアルあたりは5回分となっております。その後の国のお示しがあった分が6回分、それからまた、先日5回分ということで、ちょっと情報が動いている状況ではございます。

この注射器につきましては、ワクチンと一緒に国から配分されることになっておりますので、現在想定されている最終の5回分ということでの準備を今、想定して進めているところでございます。

以上でございます。（「よろしく願いしておきます」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

5番田中静雄君をお願いします。

○5番（田中静雄君）

5番田中静雄でございます。早速ではございますけれども、質問させていただきたいと思っております。

質問事項、上峰町中心市街地活性化事業について、質問要旨1として、合同会社設立後の事業推進スケジュールはどうかということで質問をさせていただきます。

この中心市街地というのは、私もですけども、町民の方々は非常にイメージが湧いてこないということをよく聞きます。そこで、まずスケジュールがはっきりしないと物事は非常に進みにくいと思いますので、これからオープンまでのスケジュールを大まかなところで結構でございますから、よろしく願いをいたします。

それから、質問要旨2番、民間施設の商業施設の建設計画はどうか、どの辺まで進んでいるのか。というのは、イオンさんがなくなって、町民が楽しみにしていた商業施設ですね、日常の買物、この辺の計画はどうなのか、この辺をお伺いいたします。

それから、3番目に公共施設は今年の計画通り進めていくのかということをお伺いいたします。

全員協議会の中で公共施設、体育館とか、武道館とか、プールとか、何かいろいろ10項目ぐらいありました。この辺の計画は計画通りに進めていかれるのかどうか、お伺いをいたします。

質問事項2番目として、外記のため池下流の水害対策についてお伺いをいたします。

この外記のため池の下流というのは、もう20年、30年、ずっと昔から下流のほうは大水で道路が浸水してくる。これが一年一年だんだんだんだんひどくなって、要は外記のため池の上部のほうの開発が進んできて、今では民家の床下浸水までなろうかという状態であります。いまだかつて根本的な解決に至っておりません。ということで、外記のため池下流の水害対策についてということで、質問要旨として、1、行政と地区住民との協議が進んでいると思うけども、行政としてどのような対策を考えておられるのか、お伺いをいたします。

以上、大きく分けて2点の質問でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時46分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

田中静雄議員から進めていきたいと思えます。

質問事項の1番、上峰町中心市街地活性化事業について、質問要旨の1番、合同会社設立後の事業推進スケジュールは、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

田中議員の質問事項1、上峰町中心市街地活性化事業について、要旨1に関して答弁をいたします。

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

スケジュールに関しましては、合同会社内での協議を踏まえ、資金調達計画、具体的整備内容の調整、設計発注など時系列的な段取りを構築していく予定です。現段階ではそういった調整をしていく旨、御理解いただければ幸いです。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

現在調整中ということで、具体的な答弁はなかったように思われます。

それで、まず最初にお聞きしたいのはですね、イオンの跡地を上峰町は受けました。その受ける条件として、合同会社を遅滞なく設立して事業に着手すること、それから、寄附対象の建物は滅失登記を行うこと、これは12月の議会で議案第66号で示されたものです。それで、今現在調整中だということは同僚の以前の答弁でも分かりますけども、この建物の解体というのが条件に入っていますので、これを先に進めなきゃいかんと思えますけども、この辺のスケジュールはどうなっているんでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これも先ほど御質疑が上がったかというふうに思っておりますけれども、まず、一旦は合同会社内でプロジェクトファイナンスとして成り立つかどうかというところをまず御検討いただく必要があるだろうなというふうに思っております。そこの議論を経た上で、町が幾ばくかの調整をしなければいけないという状況になるのか、それとも町のほうで解体をするという形になるのか、そこは両論併記という形で、両にらみという形で今検討をいろいろ進めているところですけども、まず筋としては、合同会社内のほうでそれが可能かどうかということですね、合同会社の中で資金調達の上においてできるかどうかということ議論していくのが先だというふうに考えております。

以上です。

○5番（田中静雄君）

要は合同会社の中でこれから検討していく、そういうお話だと思いますけども、イオンさんから寄附をいただいた、その寄附の条件として解体することになっているんでしょう。何も合同会社で相談する必要はないじゃないですか。前もって解体をして進めていくのが、そういう約束じゃないんですかね。どうですかね。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

確かに条件の中には滅失登記というものが入ってございます。ですので、解体の方向で話は進んでおりますけれども、問題は、それをどちらが行うかというところになります。ですので、合同会社のほうでプロジェクトファイナンスでもし可能だということであるのであれば、町からの支出面に関してもですね、その分では幾らか負担をしなくていいという形にもなってきます。町のほうがもしするということであるのであれば、財源の調整も必要になってくるだろうということにもなってまいりますので、まずは町として、あるいは合同会社のほうで考えてもらうということを一番初めにしてもらうのが筋ではないだろうかということ、そういった話をしているということでございます。

以上です。

○5番（田中静雄君）

今の答弁でよく分かりました。

そしたら、合同会社のほうでするにしても、上峰町で解体するにしても相当なお金がかかると思います。だから、上峰町で前もってどれくらい費用がかかるんじゃないかと予測は立てておられますか。どれくらい解体するのに費用がかかると思っておられるか、答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これにつきましては、平成30年の11月ぐらいでしたでしょうか、全議員協議会の中でごく粗い試算として御提示した記憶が過去ございます。ただ、当時と状況が大分変わっているということもございます。また、地中に埋設しているくい、これをどう取り扱うかによっても額は大きく変わってくるだろうなというふうに考えております。例えば、くいの引き抜き、または破碎、これを行う方法を取れば、それ相応の額にはなるんだろうなというふうには思っておりますけれども、一部のくいを抜いて、残存したくいを埋め殺しするなどすればですね、もう少し安価にできるということも可能にはなってくるだろうというふうに思います。要は全体配置図などをですね、あらかじめレイアウトができた際に、現状の建物にどの程度建築物がかかるのかとか、こういったものも検討する必要があるのではないのかなというふうに思っております。ですので、それによってくいの取扱いということも当然変わってまいりますので、現状で今幾らですよというようなお話というのは、ちょっと若干エビデンスに欠く内

容なんではないのかなというふうに思っておりますので、この辺で控えさせていただきたいというふうに思っております。

○5番（田中静雄君）

現在どれほどの解体費用がかかるかどうかというのは控えさせてもらいますということなので、公にできない部分があるかと思っておりますので、これについてはこれ以上質問はやめます。

それで、私はスケジュールということで今質問していますから、大体いつ頃オープンになる計画なのか、町としてね、いつ頃オープンになる計画なのか。例えば、公共施設はまた後から出てきますけれども、公共施設の部分の整備というのは令和3年の1月から令和4年の10月頃までということなんですね。ということは、令和4年の来年の10月には部分的なオープンは始まってくだろうと私は思っていますけれども、そういう大ざっぱなスケジュールで思ってもよろしいでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

募集時にお披露している内容としては、議員が先ほど申されたような形なんだろうなというふうに御認識いただいて構わないというふうには思っておりますけれども、ただ、事業の主体というのはあくまでも官民共同事業体となる合同会社になります。ですので、仮にこの公の場で町が単独でスケジュール感という形を出してしまうと、合同会社の自主性というものを損ねてしまうおそれというものがございます。ですので、例えば、町が思うスケジュール感として、工事がこのくらいで終わると仮に予測して、民間事業パートナーのノウハウであったり、工期であったり、これを短縮できる工法がもしあったとして、アイデアがほかにもあるというような状況の場合に、町が先行して示してしまった場合に、この方法を使えばまだ短くできたのに、ああ、言っちゃったもんみたいな話になったらですね、それはそれでまた不利益にもなりかねません。町が先行して示すということは、その工期を守ろうとしてしまう可能性というのが出てきます。そういった意味では、しっかりその合同会社で自主的に計画を立てて、合同会社において決めた上で発信していく、こういった姿のほうが望ましいというふうに考えております。

以上です。

○5番（田中静雄君）

上峰町が合同会社の設立に向けて、上峰町が金額の割合でいえば50%出資するということは、上峰町は大株主なんです。土地を提供して、その残りの50%は参入してこられる事業者の方が出資するということなんですから、50%の上峰町の、50%株を持っているのと一緒なんですね。もうちょっと上峰町が主体的になって、リーダーシップを取って私はやってもらいたいという要望がございます。

また、このスケジュールのところで、上峰町民は、私もですけども、どんなに進みよるんですかと、私も説明できないですね。分かりません。そういう上峰町民は一抹の不安を感じ

ておられます。その人たちに安心感を与えるためにも、これから事業を進めていく過程において節目節目で、先ほど同僚の質問もありましたけども、広報とか何かありましたけども、私は広報はもちろんのこと、臨時ニュースとか、臨時にですね、上峰町民にお知らせする、そういうことは私は行政の一つの仕事だと思っています。そして、町民を安心させにやいかんですね。ああ、なるほど、今こういうところまで進んだらやなということを理解してもらわにやいかん。そのためにも行政の広報活動、中心市街地の活性化について、号外でもいいから、今どういう状態なんだということを町民に知らせる義務があると思いますけども、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

大変よい御提案をいただきましてありがとうございます。

これまでも分かりにくいということがありましたので、PRに力を入れなきゃということで、新聞やテレビ、あるいは広報紙を活用してのPRに努めていたわけではありますが、号外という発想ですね、広報紙を作ったことはありませんけれども、できるだけスピーディーにですね、そうしたことが可能かどうか検討をして、なるべく現時点での進捗状況をつぶさにお知らせするような風土づくりをしていきたいと思っております。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、民間施設の商業施設の建設計画は、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

田中議員の質問事項1、上峰町中心市街地活性化事業について、要旨の2に関して答弁をいたします。

既に公表しております開発水準一覧、これに基づいて合同会社内でプロジェクト化の検討がなされることとなるかと思えます。計画もその段階で具体化されることというふうになるだろうというふうに思っております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

上峰町民が一番興味を持っているというのがやっぱり商業施設なんですね。日常の買物がそこに行けば間に合う、あちこち行かなくても、そこに行けば大概のものは間に合うと、そういう商業施設を望んでおられると思います。だから、中心市街地活性化事業の中で、民間事業パートナーさんが代表も含めて12事業所ありましたけども、これは上峰町のかなりの多くの方が知っておられると思います。私は町民の立場から言うとですね、これを見て、商業施設はどっかできるのかなと、いろんな疑問を感じるころがありますけども、今はそのほかにですね、共同事業パートナーというのが19事業所出ておりますね。この中に商業施設を

やっていこうという会社があるわけですか。今から探すんですか。その辺ちょっとお伺いをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

いわゆる開発水準一覧の中には商業施設ということでの名目も盛り込んでございます。ですので、開発の目途としては、商業施設というものは当然中にラインナップとして検討していく中身というふうに考えています。

共同事業パートナーと民間事業パートナーのことを言われておりましたけれども、民間事業パートナーが直接その業務をするかどうかというのは、もちろん直接もできますけれども、しない場合もあります。というのは、経営側なんです、民間事業パートナーというのは。ですので、そのこの合同会社を運営していくことに意思表示をして参画をしていくと。ですので、出資金も出すということになるんですね。

共同事業パートナーというのは、その合同会社から受注を受けるための、要は指名願のリストみたいなものです。ですので、何がしかを発注する際に、そのこの並べている事業者さんに発注する可能性というのが高くなってくる、あるいは情報共有をして、この地の開発に関してお互いのノウハウを共有していくというようなのが共同事業パートナーの趣旨でございます。

その商業施設に入ってくるテナントさん、これをどうするかというお話ですけども、ここは出店のフォーマットというのも各事業者さんがいろいろございます。皆さん一緒なわけじゃないです。ですので、そういうところもリサーチをした上で募集をしていくことになっていくと。もちろんその出店に当たっては当然条件というものが必要になってまいりますので、その条件に合致しなければ出店はないわけです。ですので、そこになるべくかなうような形で、合同会社の中でその出店される意欲のある事業者さんを探していく、募集するということになるだろうというふうに思っております。

以上です。

○5番（田中静雄君）

要は商業施設というのは、これから合同会社の中でどこにやってもらおうか探していくということなんだと思います。だから、上峰町民、特に女性の方はですね、それが一大の関心事なんでございます。だから、その辺を町民に対して早く説明ができるように、これから民間施設については頑張ってもらいたいと思います。

要望を兼ねて、この項目の質問を終わります。

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の3番、公共施設は今年の計画通りに進めていくのか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

田中議員の質問事項1、上峰町中心市街地活性化事業について、要旨3に関して答弁をいたします。

公表しております開発水準一覧と申し上げるのは、町のほうとして整備を望んでいるものになります。これを踏まえた上で、合同会社内にて協議の上、プロジェクト化をそれぞれしていくということになります。開発の主体が合同会社になりますので、町の考えのみでこの公の場でお披露することというのは、合同会社の自主性を阻害するというおそれもある旨、答弁を重ねてきたところでもございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

公共施設の中には何項目ぐらいありましたかね、多分10項目近くあったと思います。まずは体育館、それから、武道館、その他トレーニングルームとか、いろんな会議室とかあります。それとか健康増進施設、学習室、それから、展示室、盛りだくさんの、これはあくまでも計画というよりも、イメージだという説明が今までされておりました。もうここまで来たら、これから合同会社で詰めていかにやいかんと思いますよ、何をするかと。これをはっきりとどういう公共施設を造っていく、上峰町としては、こういうこともやりたいというはっきりしたイメージじゃなくて、指針を示して合同会社で検討していかにやいかんと思います。私はそういう時期に来ていると思います。今の段階ではイメージを合同会社との協議の中に出していくんですか。最終的なイメージですから、これが最終的に決まったわけじゃないと思いますけども、イメージで合同会社は検討されたんじゃないかなと思いますね。それはどういうふうに行っていくということを議会の承認を得て、そして、これからの進行に携わっていかないといかんと思いますよ。私はそういうふうには思っていますけども、まだどういうやつを造っていくというのは最終的には決まっていらないんですか。それとも相変わらずイメージで進んでいくんですか。その辺をお答え願ひたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

御提示申し上げますのは、町としてこういうものがあつたらというような水準の一覧を開発水準一覧というふうにしております。ですので、ここの中で要は、例えば、造ってももうからないようなものがもしあるのであれば、そこは合同会社の中でも検討しなきゃいけないということになります。ですので、そこには具体的に数字を落として検証していくことが必要になります。当然そういうものがないと金融機関もプロジェクトファイナンスで融資できません。ですので、そういう作業に取りかかっている状況だということ御理解いただければというふうには思っております。

以上です。

○5番（田中静雄君）

公共施設のいろんな項目がありますけども、それが現在のところイメージなんです。それで、これはあくまでも合同会社で取決めをしていくということが言われますけども、上峰町の同じイメージでも、例えば、体育館だったらどれくらいの広さとかね、武道館はどれくらいの大きさ、これもあくまでもイメージなんです。全ての施設の大方の大きさというのがイメージで示されておりますけども、私は相当なお金がかかると思います。

それで、人によっては、これは自分勝手な言い方をする人がおりますけども、50億、60億、中には90億とかね、いろんな言い方をする人がおりますけども、本当にどれくらいかかるものでしょうかね。どれくらいのお金が必要なのかどうかというのは大ざっぱには見通しされていると思いますけども、そういう試算はされていないですか。どうですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆さんいろいろな思いで多分積算されているんだろうなというふうに想像をしております。ですが、私のほうから何がしかそういう金額を申し上げたことはこれまで一度もございません。なぜかと申しますと、まだ設計がないんですよ。ですので、設計がない以上は、その辺のことを申し上げるとするのはちょっと控えているという状況でもございますし、控えなければならぬだろうというふうに思っております。

以上です。

○5番（田中静雄君）

現在のところまだまだ公にこうする、ああするということは言えない部分があるということなので、これ以上質問しても進みませんのでやめますけども、ちょっと私の認識不足かもしれないんですけども、公共施設の中のいろんな施設、これについて二、三点お伺いをいたします。

地域公共施設の農産物直売所とか道の駅もありますね。それと、商業施設等あります。あの中心市街地のあそこの中で、例えば、この3か所を造るとしたら、それだけの購買力が私はあると思えないですね。それは頑張らにゃいかんですけども、それだけ人が集まって購買力があると私は思えない。スーパーも上峰町はあっちこっちあります。昔と違うんですね。それで、例えば、そういう3つができて、お互いに共倒れになるんじゃないかという私の考えがあります。

それはそれとして、その次の道の駅の情報発信施設とかメディアテークの情報発信拠点施設のこの2か所、2つですね、どういう違いがあるのでしょうか。お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

要は周辺地域がオーバーストア状態で、造ってもあまり意味がないじゃないだろうかというような御指摘かなというふうに思っておりますけれども、そのようにはちょっと考えておりません。実質、例えば、足元人口という形で見ると、確かに上峰町は1万人弱ぐらいの人

口でございます。けれども、それは商圈を3キロとか5キロとか、そういう平面で見た場合での同心円で考えた場合は確かにそうかもしれません。ですけれども、ここで遠方からも来れるような形をする。例えば、道の駅なんかというのはそういう意味では非常に商圈を広げるという意味では非常に重要な役割があるんじゃないのかなというふうにも思っておりますし、中に入るテナントさんによってもこの商圈を広げることにはできるというふうに考えております。ですので、そういった魅力ある、特色ある地をつくることで、人を寄せるということ自体に関しては一定程度クリアできるんじゃないかというふうに考えております。まさにそこをどうするかというのを考えるのがこの官民合同共同事業体というふうに考えておりますので、そこではいろいろ民間のノウハウも必要になってまいります。ですので、そういったノウハウをお互いに出し合って、そういったところでしっかりした整備をしていく、この辺はアイデア出しということで考えているところでございます。

それと、道の駅にあります情報発信施設といわゆるメディアテークの違いということなんですけれども、恐らく開発水準一覧を御覧いただいたんだらうなというふうに思っております。その中にある道の駅の情報発信施設というのは、これは道の駅に付帯するものでございますので、要は道路状況であったり交通状況、こういったものがメインの情報発信という形になります。これは道の駅を整備する際に必ず置かなきゃいけない必須のものです。ですので、道の駅というものは駐車場とトイレ、それと、この情報発信施設、3つをもって道の駅と申し上げます。ですので、いわゆる物販の地域振興施設のようなところというのは道の駅の中には入らないということですので、地域振興施設というものを別出しして書いているということでございます。あくまでも道の駅としての機能を維持するための情報発信施設ということで御理解いただければというふうに思っております。

片や、今度拠点のほうになりますメディアテークと言われるもの、これが何かということなんですけれども、こちらのほうは行政情報だったり地域情報、こういったものの発信拠点施設として考えているものでございます。例えば、インターネットテレビ放送局とかでも可能でしょうし、ミニFM局、こういったものも可能だろうというふうに思っております。地域情報、音楽、映像、様々な情報を発信していくために、目的に適した機能や設備を備えた公共施設という形でメディアテークというものを位置づけているところでございます。

違いは以上でございます。

○5番（田中静雄君）

分かりました。

それで、先ほども言いましたけども、公共施設、これだけのイメージどおりにやるとしたら相当なお金がかかります。ということは言いましたけども、合同会社に協議する前に、もう一回この公共施設について見直す考えはありませんかということです。もうちょっと絞り込んでいくとかね、まだほかにあるかもしれません。再度考えて絞り込んでいくとか、同じ

ダブったものはないだろうかとか、いろんな検討をしていかにやいかんと思いますけども、公共施設についても一回再検討していく考えはどうか、ありますでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

今要求水準の段階ですので、これが設計に落ちて計画とされているわけではありません。今要求水準を今後合同会社でもんで、しっかり設計をつくっていくという段階ですので、これらの公共施設について、しっかり設計上落とせている段階ではないということを申し添えたいと思います。

○5番（田中静雄君）

この項目についてはあと1点だけ考え方をお願いしたいと思いますけども、このようにして中心市街地をつくり上げて、要は目的というのは滞在人口を増やすということなんです。交流人口を増やすということです。もう何年か前、道の駅構想のときにも交流人口を増やすとか、そういう目標値がございました。今回の場合は、例えば、滞在人口を増やして、数字的にどれくらいの滞在人口を増やそうとお考えなのか、この1点だけ、最後ですけども、よろしくをお願いします。

○町長（武廣勇平君）

滞在人口はもとより、関係人口と言われる上峰由来の方々を増やすためにもPRに力を入れているところです。現状、その合同会社によつての設計がまだできておりません。スペックも決まっていないということです。広い商圈を持つ道の駅の整備、あるいは商業施設、あるいは本町から、本町といいますか、要求水準に表しています様々な施設が建設されるかどうかによって呼び込み人数についても明らかになって、目標滞在人口等も明らかになってくるやもしれませんが、現状、滞在人口を何名確保する、そういうことを念頭にこの計画を進めているという状況ではございません。これから合同会社によつてしっかりと設計がなされて、この中心地における交流人口、関係人口、滞在人口、これを増やしていくということが重要になってくると思います。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、外記のため池下流の水害対策について、質問要旨、地区住民等との協議が進んでいると思うが、どのような対策を考えているのか、執行部の答弁を求めます。

○建設課副課長（高島真幸君）

皆様こんにちは。私のほうからは、田中議員の質問事項2、外記のため池下流の水害対策について、質問要旨1、地区住民等との協議が進んでいると思うが、どのような対策を考えているのかという御質問に対しお答えいたします。

まずは、今回の御質問は、令和2年9月定例議会後の進捗についての御質問としてお答えいたします。

外記のため池の下流に位置します上坊所地区にお住まいの方々と昨年直接お会いし、住宅地への浸水状況や外記のため池の整備事業などについての情報共有を図るとともに、7月中旬から10月中旬までの期間においては、町で用意した土のうによる自主防災をお願いしたところでございます。多くの方が、住み始めた当時と現在の雨の降り方が大きく変わってきており、当時はこのような大雨が毎年のように降るとは想像できなかったとおっしゃっておられました。

また、外記のため池下流域の水路整備などにつきましては、外記のため池整備事業の主管課と情報共有及び連携を図り、その内容を踏まえ、関係者との協議を進めていきたいと考えております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

いろんな対策を考えていきたいという答弁でございましたけども、今の段階で考えていきたいですか。私はもうちょっと先に進んで、こういうことをやりますよという答弁が1つぐらいあってもよさそうに思いましたけども、それじゃ私としてはちょっと物足りんような感じがします。いずれにしても、しかし、あそこの道路冠水とか住宅地、床下浸水にもなるような、そういう今時期になっています。これからはますます集中的な豪雨が発生すると思います。今年も梅雨どきになると間違いなく水害が出てくると思います。年々ひどくなっているんですね。というふうに思います。

それで、今まではイオンの駐車場の1階の部分が調整池ということでやられてありましたけども、これは昨年は本当に調整池の機能を果たしたんかどうか、私は非常に疑問に思っています。それは過去のことでですから、今さら言っても仕方ないと思いますけども、イオンの跡地が今は上峰町のものになった。今度、合同会社に移るかも分からない。そしたら、あの調整池の管理というのはどこがやるんですか、お伺いをいたします。上峰町がやるのか、合同会社がやっていくのか、その辺をお伺いいたします。

○建設課副課長（高島真幸君）

現在の中心市街地活性化事業の箇所になっています旧イオン跡地につきまして、立体駐車場の1階部分のほうは今調整池になっております。そちらについては、解体の際に上峰町のほうが整理をすると思っております。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

イオンがまだあるときにはですね、例えば、夕方夕立が降っても、この立体駐車場の1階には駐車しないように、出ていってもらうようにイオンの店内の放送がありました。それくらいきめ細かな管理がされとったんです。上峰町もそういうことをやっていくんですかね。やっていけないと思いますよ。夜中に集中豪雨が降ったらどうしますか。対応できないと思

います。だから、非常に実行できるような対策、考えを私は立ててやってもらいたいと思います。

何年か前も私は言った覚えがあります。あれは区長のときですかね。いつまでもしてくれなかったら、私は自己防衛するよということまで区長例会のとき言った覚えがあります。自己防衛するということは周辺に大変な迷惑がかかります。だから、やるわけにはいかんです。周辺の民家が床下浸水になるのは間違いないです。これはもう何十年前からの課題なんですかね。それがずっと外記のため池、補給処からも入ってきます。外記のため池の北のほうの地区からの排水も入ってきます。もちろんイオンからも入ってきます。今度活性化事業であの辺に開発されていったら、なおさらのこと入ってくると思います。それと、隣の遊戯場からも相当な量で滝のように入ってきます。ということで、対策は考えていますということになったら、当然今年の梅雨どきには何らかの対策をされると思いますけども、今年の梅雨どき、大雨のとき間に合いますか。どうですかね。このまま辛抱せろということですかね、間に合わなかったら。辛抱をお願いしますということでしょうか。多分今から対策を立てたってね、とてもじゃないけど、できないと思いますよ。ということは、今年も辛抱してくださいということですかね、どうでしょうか。

○建設課副課長（高島真幸君）

先ほど田中議員から御質問がありましたことに対して御答弁したいと思います。

外記のため池の整備事業につきましては、これから調査設計が進みます。それを踏まえたところでの整備ということになるかと思っております。先ほど答弁で申しましたとおり、地区住民の方につきましては、町で用意した土のうによる自主防災をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

この件に関しましては、ため池の下流に相当な迷惑をかけることとなりますので、これからも誠意努力して、1年でも早く、1か月でも早くこういうことが解消されるように、根本的に具体策を立てて、即実行に移してもらいたいと思います。急いでもらいたいと思いますけども、よろしくお願いします。どうでしょうか。急いでくれますかどうか、お願いします。もう一回答弁をお願いします。

○建設課副課長（高島真幸君）

所管課と情報共有、連携を図って、住民の皆さんに安心・安全を早期に届けたいと思っております。

以上でございます。（「これで私の質問を終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

2番大川徹也君よりお願いします。

○2番（大川徹也君）

皆さんこんにちは。2番議員、大川徹也です。ただいま議長より登壇の許可を得ましたので、一般質問通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回、質問事項を2つ用意しました。1つ目は、1、中心市街地活性化事業について、質問要旨1、中心市街地活性化事業による自然環境や住民生活等への悪影響についてはどのように考えているか。

2、中心市街地活性化事業に関する合同会社の責任の範囲等と今後、当町が関わる内容と責任は。

3、中心市街地活性化事業の今後の進め方は。

以上です。

質問事項2、町長選挙に関して、質問要旨1、当町の現職町長とその伴侶の顔写真が掲載されている広報掲示物が町内至る所で見られる。公職選挙法には事前運動の禁止項目があるが、これらをどう考えているのか。

大きくこの2点について質問をさせていただきます。この2つについては、町民の関心が今最も高いものの2つです。ぜひ簡潔な、そして理解しやすい答弁のほどをよろしくお願いします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

質問事項の1番、中心市街地活性化事業について、質問要旨の1番、中心市街地活性化事業による自然環境や住民生活等への悪影響についてはどのように考えているか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項1、中心市街地活性化事業について、要旨1に関して答弁をいたします。

いわゆる環境要素と言われるものといたしまして、生活環境、それと生物多様性、快適環境、地球環境、こういった観点から配慮しているところが多いように思います。事業の区分であったり、規模であったり、こういったものによっても、いわゆる配慮書と言われる書類なんですけれども、そこの作成対象に合致する場合と合致しない場合というのがあるようです。本事業におきましては、規模的には開発行為が必要なレベルだというふうに認識しております。ですので、事前相談であったり、協議時にこういった配慮についての指摘はなされるものだろうというふうに考えております。十分な配慮を行った上で事業着手できるよう、合同会社ともすり合わせを十分行った上で実施していきたいと考えております。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○議長（中山五雄君）

大川議員、先ほどの質問要旨の2番、3番は読み上げましたかね。えらい早かったんですけども、ちょっとこっちが聞き取れなかったんで、今、局長とも話をしましたけれども、読んだか、読んでないかがちょっとはっきりしないもんですから。読んだ。いや、向こうに聞いています。読み上げましたかね。（「読んだという記憶がございます」と呼ぶ者あり）いや、読み上げてなかったら、議会だよりに載せられないもんですから。分かりました、読み上げてあったら結構です。

○2番（大川徹也君）

ただいま担当課長より住民生活への悪影響、生活面であり、生物関係であり、快適性であり、地球環境の点からなど、こういった観点から悪影響に関するものについては、関係する方々に対しての説明を合同会社を通じて行うという答弁をいただいたところですが、実際ににぎわいが創造されるならば、交通量が必ず増えます。騒音も増えます。そして、治安の問題も出てくるかもしれません。また、先ほど同僚議員からありましたように、大規模開発の部類に入るのではないかと思います。この開発行為によって大雨時の雨水の処理、今の上峰町の雨水の処理の現状を見ても、改善をしないと、この再開発行為によってますます雨水による被害を被る機会であったり、その範囲が広がる心配があります。

今、合同会社を通じて行うということでありましたが、行政はどのように関わろうと考えておられますか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

行政といいましょうか、上峰町も当然出資側でございますし、経営側の一員でございます。ですので、合同会社の中での意思決定権というものは当然上峰町のほうも発揮をしていくこととなります。ですので、そういった計画内容に関しての賛同だったり、意見を申し上げたりというのでは当然参画していくというふうなところでの御理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

出資者として意見を申し上げるという答弁でしたが、実際の関係する各地区への住民の説明会、まずこれを合同会社を通じて行われる考えがあるかどうかを教えてください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

まだ設計がない状況でして、そこでちょっと説明会というのにはいささか一足飛びのような気もするんですけども、必要なことは常々やっていきたいというふうに考えております。ですので、当然あの地の周辺で皆様方の御理解を得た上で進めていくのが大前提でございますので、そこに関しましては合同会社としてやっていくような形になるだろうというふうに考えております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

関係する地区への説明は必ず行っていくという答弁をいただきました。そこに合同会社が説明をするということの話ではありますが、その場に行政としても参加して、一緒に説明をするという考えがあるかどうかを教えてください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

町も合同会社の一員ですので、そこには町も入ることになるだろうというふうには思っております。

○2番（大川徹也君）

行政も、また運営主体である合同会社もその席において各地区への説明会等に臨まれるという答弁をいただきました。このように丁寧に関係地区や関係地区住民とコンセンサスを取って、この事業について進められるということにおいては、今、答弁を伺って安心をしているところです。

ただ、ここでいろんな意見が説明会等の中で出てくるとは思いますけれども、これらがきちんとすぐに解決できないような場合もあるかと思いますが、そのときの町側の運営の推進についての方針はどう考えられますか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

何事もなく順風満帆で事業が進んでいくということは全然想定しておりません。何がしか、これはこの事業に限らず、イレギュラーというものは付き物でございますので、そういったところを想定してやらなきゃいけないというのは認識しているところでございます。ただ、出てくる内容であったり、協議するべき内容、あるいは御要望の内容、これに関しては、ちょっと今たれば論でどうするかと言われても、ちょっと具体的なものもない以上、何とも言えないところでございますし、この場でお答えするべき内容でもないのかなというふうにも思っております。ですので、そこは協議していく中で解決できるものに関しては寄り添う、ですけれども、どうしても無理なものであったり、はなから難しいものとかも中にはあるかもしれません。そういう場合には御意見は御意見として賜った上で、可能な限り努力をしていくような姿勢を私どものほうとしては考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

これだけ大きな開発をするに当たって、多様な意見が出てくるのは想像に難くありません。町としても当然そのときにどういう方針でいくかということをも今の時点で考えるのは当然かと思えます。今、課長の答弁にありましたように、100%全てを受け入れることは難しいと思えます。しかし、できる限り関係者のコンセンサスを得た上で事業を進めていってもら

ことを改めてここでお願いを申し上げます。

この質問についてはこれで終わります。次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問要旨の2番、中心市街地活性化事業に関する合同会社の責任の範囲等と今後、当町が関わる内容と責任は、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項1、中心市街地活性化事業について、要旨の2に関して答弁をいたします。

責任ということでございますので、一般的にいいます無限責任と有限責任の違いということなんでしょうというふうに推察しております。

無限責任と有限責任の違いにつきましては、簡単に申し上げますと、要は企業が倒産してしまったときに誰が未払いになっている借金などの支払い義務を負うのかということになるのではないかなというふうに思います。これが違いとして有限責任と無限責任の場合ございます。

無限責任となっている企業の社員は、倒産後の企業の債務につきまして無制限に支払い義務があります。ですが、有限責任となっている企業の社員というのは、自分が出資したお金の範囲のみで支払い義務を負うこととなります。株式会社や合同会社というのは有限責任でございます。合名会社や合資会社、さらに個人事業として事業を扱う場合には無限責任ということが出来ます。これを本事業に当てはめますと、本町の場合は現物出資をした土地の範囲内で有限責任ということとなります。民間事業パートナーは出資金の範囲で有限責任ということとなります。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

今、担当課長の答弁にありましたように、上峰町の今回の中心活性化事業に対する責任は有限的で、万が一、合同会社が破産をしても現物出資した土地、この放棄のみで済むと、そういう答弁を得たかと思えます。これでまず間違いないでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

有限責任によります合同会社ですので、そのようになります。

以上です。

○2番（大川徹也君）

それでは、さらに質問をします。

各民間事業パートナーの企業は、それぞれの自分たちの受け持つプロジェクトにおいて、金融機関から借入れ等を行い、その事業資金に充てる計画であると伺いをしています。し

かし、借入れ等をして取得したそのお金が底をつき、回らなくなるということは十分に考えられます。このようなときに各民間事業パートナーがその事業から脱退等をするとき、その残りの債務というのは誰が払うことになるのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

まさに、ここがプロジェクトファイナンスというものの肝になっているところかというふうに思っております。先ほど別の議員のときの質問でもPFI事業を例に出してお話を差し上げました。PFIの場合はSPCという特定目的会社を別途つくります。今回のLABV方式では、合同会社という組織を別途つくっております。この別途つくるということには幾つか意味があります。ここは例えば、参画している民間企業パートナーさんそのものが借りるわけではないです。この合同会社が借りるということになります。プロジェクトファイナンスというものに関しましては、従来のファイナンスではリスクを負い切れないような大規模な資金調達というのが可能です。これは借入金自体をそれぞれの事業主のバランスシートに記載しなくてもいいことになっています。ですので、そこは一つメリットなんです。あと、これも一つ、これは議員さんは初めて聞く話なんで驚かれるかもしれませんが、プロジェクトからの返済が滞った場合は、原則として返済義務を負いません。それがプロジェクトファイナンスというものでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

まずは、先ほどお金の借り方について、私の認識が、また記憶が違っていましたことをお詫びします。各プロジェクトごとにそのプロジェクトを担当する企業が借りるのではなく、今回、運営主体である合同会社がまとめてお金を借りるということで、改めて認識をしました。御答弁ありがとうございます。

さて、その次、プロジェクトファイナンスにおいて返済が滞った場合に返済義務がないということですが、この赤字になった部分、その返済が滞る分、本来は金融機関にずっと返していかなければならない部分というのは誰が返していくのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

恐らくは有限責任の部分で、出資している者から回収をされていくんだらうなというふうには思っております。一般的にプロジェクトファイナンスを用いる場合、これはあくまでも一般論です。プロジェクトの実行主体となる別会社というのができます。会社の名義で銀行から、あるいは金融機関、投資家から借入れを行うことになります。プロジェクトを企画、遂行する主体の会社側から見たとき、プロジェクトファイナンスのメリットとしては、返済原資が対象となるプロジェクトのために設立した別会社が生むキャッシュフローに限定できるということです。また、万一、プロジェクトが失敗に終わったとき、これは当該別会社を、ほかでもあった話であるんですけども、これは清算するという形になります。ですので、

プロジェクトへ投資を行う親会社に対しての返済義務というのは遡求して及ばないと、これがプロジェクトファイナンスの性質ということになっております。これは当然、親会社といましようか、出資している会社も返済義務が原則として遡求はしませんということになります。こういう事例でありますので、そういったところでプロジェクトファイナンスの特性というものがあるということでございます。

また、一例を挙げますと、例えば、A会社という会社があったとして、そこが例えば電力会社と仮定しましょうか。そして、そこが発電所を建設して、稼働中に何らかの原因で破綻してしまったというようなことがあった場合に、これはコーポレートファイナンスという、いわゆる信用貸しですね。これで資金調達をしていた場合は、借りた資金は全てこの電力会社が責任を持って全額返済する必要があります。一方、これは履行義務がないプロジェクトファイナンスで調達をしていた場合というのは、極論すれば、当該発電所を運営するために設立していた別会社が清算されてしまえば、その電力会社が返済義務を負うことはないという形になります。プロジェクトファイナンスを活用する株主資本であったり、投資家の目線に立てば、少ない自己資金で大規模なプロジェクトを実現させることができ、高いレバレッジ効果を発揮するということで、これは投資に対するリターンを極大化することができると、それがこのプロジェクトファイナンスというものの仕組みでございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

まず、今回の事業に関して事業の資金は合同会社が調達をする、一括して調達をするということで理解をしております。そして、各プロジェクトを担う企業は、企画運営に関してその役目を担うけれども、財政的な責任は負わない。財政的な責任は合同会社が負うということで理解をしております。しかし、この合同会社が清算、つまり破綻、解散をすれば誰も責任を負うことがない。しかし、お金を金融機関等から借り入れているとしたら、その金融機関はどこからかもちろんそれを取り返さなければならないはずですが。金融機関はどこからお金を返済してもらいますか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

私もちょっと金融機関の人間ではないので、詳細は承知いたしかねますけれども、恐らくは保険等に入られているということは十分推測できるということと、ひょっとしたら損金扱いという形で処理ができるかもしれない、その辺はちょっと具体的にどういう手法を取っているかというのは私どものほうでは推測の域を脱することはできませんけれども、一応推測としてはそういうことが思われるというふうに思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

私も金融機関の仕事の経験がないので、なかなか的を射た話ができないかもしれませんが、

しかし、容易に想像できるのは、金融機関がお金を貸すとき、特に事業など大きなお金を貸すとき、金融機関は必ず万が一のこのために担保、保証を取ります。この合同会社がお金を借りるときに上峰町はその保証人になりませんよね。この1点を教えてください。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

保証人ということになりますと、これは人的保証になりますので、物的保証と何ら変わらないことになります。したがって、それはコーポレートファイナンスにはほかならないというふうに思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

今、課長よりコーポレートファイナンスにはほかならないという答弁をいただきました。つまり、上峰町という信用を持って金融機関がお金を貸すということですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

保証という形を取った場合は、コーポレートファイナンスになりますので、プロジェクトファイナンスではないのではないのでしょうかということで申し上げたつもりでございます。プロジェクトファイナンスというのは、あくまでもその事業そのものの収益性に対して貸すか貸さないかという形を決定するものでございます。ですので、保証という概念自体はその中にはございません。そういうことを申し上げているところでございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

金融機関がお金を貸す場合、コーポレートファイナンスによってお金を貸す、それが上峰町でないならば、この民間事業パートナーの会社、企業の信用によってお金を借りるということでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

コーポレートファイナンスというのは、先ほども申し上げたとおり、信用貸しのことなんです。ですので、そこではその企業そのものの資産だったり、担保だったり、信用だったりというものに基づいて貸すのがコーポレートファイナンスと言われるものです。

今お話ししているのはプロジェクトファイナンスというものになりますので、その行う事業による事業の収益性であったり、その事業そのものの資産性、企業じゃなくて、事業そのもの、そういったものを見た上で貸すか貸さないかを決めるのがプロジェクトファイナンスです。ですので、上峰町が保証するという事になった時点で、恐らくコーポレートファイナンスになってしまうんじゃないでしょうかということをお願いしているところでございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

プロジェクトファイナンスで融資が難しい場合は、コーポレートファイナンスでお金が借りられると、そのときは上峰町という信用によって貸されるのではないかということの答弁だったと理解します。

そのときに、お金を返済する合同会社が破綻したときに、このコーポレートファイナンスという仕組みは、上峰町によって担保を得ているということであれば、上峰町から支払金は生じないのですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

もしコーポレートファイナンスを利用した場合は、当然全額返済しなきゃいけません。コーポレートファイナンスはそういうものです。ですので、そこはプロジェクトファイナンスとは違うところになります。ただ、あくまでもプロジェクトファイナンスという形で合同会社のほうには検討していただきたいというふうに考えておりますので、まずはプロジェクトファイナンスを一番に議論していく、その中での収益性というものを数字を落としたところでちゃんと検討していってもらい、それをもって金融機関と話をしてもらい、ここが非常に合同会社としては大事なところですので、ここに向かってちゃんと行けるように、私たちも一緒に上峰町として、あるいは合同会社の民間企業パートナーとして、そこでちゃんと知恵やいろいろ出し合って、そのところでちゃんと目標に向かったところに行けるように努力をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

丁寧な答弁を本当にいつもありがとうございます。

すると、まず方向性、プロジェクトファイナンスによってお金を調達できるようにするのがまず第1番目に努めることと、そしてこのプロジェクトファイナンスについてもう一度伺います。

プロジェクトファイナンス、つまりそのプロジェクトが金融機関が、これは採算性のあるものだ、採算の取れるものだ判断してお金を貸す場合、うちの今回の場合は合同会社にお金を貸される形ですが、そのときに担保や保証人は要らないですか。改めて伺います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

あくまでも事業の性格であったり、事業の収益性だったり、そこから得られる利益、こういったものを重要視されます。ですので、担保ということは基本考えていないというふうに思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

今の御答弁によると、プロジェクトファイナンスで金融機関が査定をされて、この事業なら行けるだろうということであれば無担保、また無保証人でお金を貸すという、そういう理

解でよろしいでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

状況にもよるかとは思っております。ただ、原則はそういう考え方でよろしいかと思っております。ただ、銀行への綿密な報告であったり、後々ですね、厳格な融資契約基準というのが恐らくあるだろうというふうに思っております。ですので、そこをクリアするものの中にどういったものが盛り込まれているかというのは、直接まだ金融機関のほうに折衝していないため、まだその辺が把握できてございません。ただ、一般論としては、先ほど申し上げたとおりという形で御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

今、一般論というお話でしたが、現実、お金を貸す側にとって、お金を貸すということも自分の会社の業績や、また時によっては命運を左右するものもあるかもしれません。ですから、すごく慎重にお金を貸されるときは慎重になられると思います。そして、このプロジェクトファイナンスでお金が借りられなかった場合は、コーポレートファイナンスということで、最終的に上峰町の信用でお金を借りるという形になると、そういう仕組みであると理解しました。おおむねこれで間違いはないでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

順番としては、一番初めにプロジェクトファイナンスを考えるというのが順当であるというふうに考えております。いきなりコーポレートの話をしておりましてけれども、ほかにもインパクト投資とか、そういう考え方もあるんですね。それは投資家のほうです、今度は。ですので、幾つか矢を持っております、こちらのほうも。ですので、プロジェクトファイナンス一本やりということでもございますので、ほかのとうき手段というものも、こちらのほうもいろいろ検討しているところでございます。これはもちろん、合同会社の準備会を含めたところでやっていかなきゃいけない話です。場合によっては、合同会社でも私募債を打つなんてというやり方もできます。ですので、複数そういう考え方を持っているところでございます。町のほうもひょっとして、全く出さないということもないかもしれませんが、ひょっとしたらですね。それは何とも言えません。ですけれども、まずは合同会社として、まず初めに努力すべきところ、汗をかくべきところはまず一緒に汗をかきましょうという姿勢で臨んでおりますので、そこをまず目途として努力していくというのが今求められていることではないんだろうかと思って、我々やっているところでございますので、その辺御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

今、担当課長の答弁にありましたように、現場で今それを担当なさっている課長をはじめ、

課員の方々の努力は本当に並大抵じゃないものがあるだろうと、それは容易に推測ができます。本当に難しい事業だと思いますが、ただ、今回、私がこの一般質問で質問させている、この質問要旨2の要点は、このお金の責任についての大きな仕組みについて、その確認をしたかったんです。インパクト投資ということで、金融機関からお金を借りるだけでなく、投資会社や大口の個人投資家などから投資を募るという方法もあることは以前の説明等から私も認識しております。ただし、仕組みとしてはこれらの手法によって必要なお金を借りることができなかった場合は、最終的にはコーポレートファイナンス、上峰町の信用においてお金を借りるということになる、そういう理解でよろしいかということを探ねています。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

最悪のことは考えておかなきゃいけないだろうなというふうには思っておりますが、そこまで至らないようにするのが我々の仕事だというふうに考えております。頑張らせていただきます。

○2番（大川徹也君）

課長には忌憚のない答弁を期待しております。もちろん、そこに至らないようにしてもらえなのが町民みんなの願いです。ただ、この議会答弁の中でもう少しはっきり、私や議会の同僚皆さんや町民の皆さんが理解ができるように答弁を改めてお願いします。最終的にお金がこれらの手法、プロジェクトファイナンスやインパクト投資などで十分に集まらない場合、コーポレートファイナンスによって上峰町がお金を借りる、つまり上峰町の信用、つまり上峰町が保証人等になってお金を借りる、そういうことで理解してよろしいですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

方法論ということでございますので、全く0ということではないだろうというふうに思っております。ただ、町が借りるというやり方も一つあるのかもしれませんが、その手前の段階でもし町に余力があるようであれば、町から合同会社へ貸し付けるなんていう発想もあるかもしれません。その際には戻ってくる原資になります。合同会社から利益が出ればですね。ですので、そういう発想も一つあり得るのではないのかなというふうに思っておりますので、そこに至るまで幾つかの策といいたいまいしょうか、そういった安全弁というものは幾つか持ち合わせておくべきだろうと私も思っておりますので、先ほど来、ちょっと申し上げているのを一つ一つ積み重ねた上で、あともう1枚増やせないか、もう2枚増やせないかというのを考えながら、いろいろやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

今、担当課長の御答弁にありましたように、そこに至らないようにするために最善の努力はするが、最終的な、本当の本当の最終的な責任を負うのはやはりこの事業を積極的に手がけてきた当町が責任を負うと、それが最終的な最終的な、あつてはほしくないですけども、

そういった事態になった場合の責任主体は当町であるということですよ。もう一度答弁をお願いします。はいかいいえか、それだけで結構です。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

最終的にもう万策尽きる、どうしようもないといったときには、そういうこともあり得るかもしれませんが、そういうことがないようにはしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、2時55分まで休憩します。休憩。

午後2時39分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

質問要旨の2番、大川徹也議員のほうからお願いします。

○2番（大川徹也君）

質問事項1、中心市街地活性化事業について、質問要旨2、中心市街地活性化事業に関する合同会社の責任の範囲等と今後、当町が関わる内容と責任はの続きの質問をさせていただきます。

先ほど来より担当課長との質疑応答の中で、改めて明らかになったのは、最終的なこの事業の財政的な責任に関しては当町が負うということでした。しかし、これは当然の帰結でもあると思います。今回の中心市街地活性化事業はもともと町有地でもなかった、民間の所有地であったイオン跡地を上峰町が積極的にこれを取得し、そして再開発事業を行うというに至った経緯があるからです。この少子高齢化時代において、まちづくりをどうするかということにあって、コンパクトシティーを目指そうという国の旗振りもある中で、このような方向性に多くの自治体がなっています。今回、当町が他の自治体と違う分においては、当町議会からも以前、先進地の公民連携によるまちづくりを行った東北の視察に行かれましたけれども、当町と違うところは、当町はもともと民有地であったところを積極的に譲り受け取得し、そしてそこで開発を行う。視察に行かれたところ——視察に行ったから云々じゃないです。全国的に有名なところでもありますから、ここは町の塩漬けとなった町有地を再開発したというところ。本来ならば、小泉政権のときに民間のことは民間に任せて行いませ

うという掛け声の下、そういう方針での事業が行われていたような、そういう記憶がありますが、今回、当町は今の執行部の将来的に上峰町はこうありたいと、そういう強い意思を持って、今回の事業に上峰町が主体的に関わって事業を進めている事業です。それ自体について是非の云々は、ここでは語ることはできません。そこそこの、そのときの執行部のそういう考えでまちづくりというのは行われていくものですから、ただ、ここに私が心配して申し上げているのは、先ほどからの財政負担、当町が負う財政負担のことでした。ただ、今回の答弁において、その答弁をはっきりと上峰町が最終的に財政的な負担を負うということを答弁いただけただので、この質問についてはこれで終わります。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問要旨の3番、中心市街地活性化事業の今後の進め方は、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項1、中心市街地活性化事業について、要旨の3に関して答弁をいたします。

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願いたいと思います。

スケジュールに関しましては、合同会社内での協議を踏まえ、資金調達計画、具体的整備内容の調整、設計発注など時系列的な段取りを構築していくこととなります。現段階ではそういった調整をしていく旨で御理解いただければ幸いです。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○2番（大川徹也君）

現在、この事業に関して運営主体となる合同会社が法人登記をされている状態で、そして具体的な内容は今からであるということと理解をしています。この中で、まだ明らかにできない分ですね、プロジェクトファイナンスの査定の状況であったりとか、この事業が本当に経過的に、どういう経緯をたどって進められている状況なのかという議会にも分かる仕組みづくりというのは考えていますか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これにつきましては、先ほど来、他の議員さんからも積極的な広報というようなことでの検討事項として預かっているところでもございますので、住民の皆様にお知らせしていく手段階を検討していくとともに、節目、節目で議会の皆様にもお伝えをすることで進捗状況の共有という形をしていくということに関してもいろいろ構築を図っていきたいというふうに考えております。ただ、合同会社のほうの進捗の都度、都度というものがございまして、そこでのタイミングを見たところということにはなるかと思っておりますけれども、そういった形での考えというのはございます。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

特に今回の事業は財政的に大きな支出を伴い、当町もそれに最終的に比例した責任を負うものであるということが今回の議会の中で改めて明らかになりました。そのことを踏まえるときに、やはり慎重審議を議会の中でも行っていただきたい。それを重ねてお願い申し上げますとともに、私のこの今後の事業の進め方の中で、事業の内容に関わることですが、今、最終的なお金の借入れの責任は町が行うけれども、その前の段階でいろんな対策、プロジェクトファイナンスをはじめとするインパクト投資など、そのほかにもそういう対策を講じる上で行っていくということで話を聞きまして、最終的に上峰町が責任を負うのは最終的なところになってということも理解しております。その前の段階の話なんですけど、よくある話として、例えば、皆さん御存じのとおり、佐賀市にエスプラッツという商業施設が1998年にできました。1998年にできたんですけども、3年後の2001年に破産宣告を受けました。問題はオープンして数年で商業床部分、つまりテナントが撤退して、そこの空きスペースをなかなか新しいテナント事業者が入ってこない、そうすることで事業経営がうまく回らなくなるというのが財政悪化する大きな要因であると理解しています。そのときによくあるのが——よくあると伺っているのが、そのテナントが入らなかった場合に、町としてそこのテナントを新たに当初の予定外で、例えば、今、前に同僚議員が話されましたけれども、子育て支援ルームや歴史館、健康増進施設、道の駅など、当初予定をしておらず、本来は商業施設として充てるようなスペース、そこのテナント事業者が集まらなかった場合、集まったとしても退出して空きが出た場合、町としてそこを穴埋めするというような方針として、そういう、いわゆるそこが下支えというものになるのかどうか分かりませんが、そういった考えというのはあるんでしょうか、ないんでしょうか。つまり、空きテナントの空き床ですね、空床の部分に関して町が新たに借り受けて何か新しい施設の運営を手助けする、そういう形での手助けというのはあるんでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

議員が言われますのは、俗に言う空室補償というやり方かというふうに思います。そこをどうするかということもさることながら、合同会社の中で煮詰めていく話なんです。例えば、家賃という発想などで空室補償ということで今言われておりますけれども、中には売上げの数%を上納していただくようなレベニューシェアというやり方だったり、あるいは初めのうち、もうけ、お客さんが定着するまでの期間内だけ歩合だけでいくというようなりぶというようなやり方もございます。このようにテナントリーシングの手法としては、いろんなやり方がございます。ですので、家賃という発想をした場合はそういうことも可能かなというふうに思われるものの、実際どういう形で徴収をしていくかということも合同会社の中で決め事をしていくことになりますので、その辺はいろいろな手法がございまして、そう

いったものの合わせ技も可能かというふうに思っております。ですので、そこは入ってくる業態、テナントさんの業種であったり、そういったものの慣例があったりとかしますので、そういったところを見据えた上で決めていく話だというふうに考えておりますので、現段階で方針がどうのこうのというのは、今のところ持ち合わせてございません。

以上です。

○2番（大川徹也君）

この質問項目、空床に対して空きテナント部分については、可能性としてないわけでもない。ただ、方向性としては、はっきりは決まっていなくても、可能性として町が空いた部分を借り受ける、もしくは買うか、そういったことは可能性としてあり得るという答弁だったと理解しましたが、こういったまちづくりを研究していらっしゃる方の論文があるんですけども、その中で、空床について自治体が支えることについてのリスクを申し上げられているので、ちょっとそこは引用して、ここで述べさせていただきます。

よくオープンして数年で商業床テナントが撤退し、床取得法人というのがある場合もあるらしいので、そういう自治体が官民でやるときに別途、床を取得する法人というのがある、今回は合同会社のことに近いのかなという感覚を持っていますが、床取得法人の経営が悪化、空床を公共公益施設がテナントとして入居する事態となっている。このように市場メカニズムに反した床供給を公的支援により継続すると、保留床経営状況は市場メカニズムどおりに破綻し、さらなる公的支援の投入が必要となってしまう。これは公共事業を推進するという公共メカニズムによる意思決定が経営見通しの甘い保留床取得を許してしまうことで、実は第三者保留床処分が果たしていた市場性チェックという機能を無効化し、市場性のない床供給を行うことができってしまうことによっている。結局は公共の財政支出に頼らず、市場に支持される床供給をベースに考えるのが健全であると。

魅力的な事業者、事業、お店が入ることがやはり人が集まるための一番大きな要素であると、そういうふうに理解をしています。しかし、人の集まり具合によって収益が取れない、幾ら魅力的な事業者が来ても取れない場合は、多分事業者は——多分というか、間違いなく撤退をしていきます。

マイカルグループのサティから始まって、イオン九州株式会社に経営が変わってそこを運営されて、そして最終的に撤退するまでの道のりも私も一町民として見てきました。やっぱり人が本当にまばらで、そしてテナント事業者が次々と撤退していきました。そして、最終的に事業自体を閉鎖され、お店は閉店となりました。本当にこのようなことが二度とないよというのが私もそうなんです、上峰町民の、また議会議員みんなの総意だと思います。

今回、この質問要旨3、中心市街地活性化事業の今後の進め方において、私が要望としてお願いしたいのは、本当にこれは私は賭のような事業だと思っています。なぜそう思うかという、思い描くイメージは本当に夢のある話です。とてもそうならいいなと思います

けれども、この少子高齢化時代の人口形態や昨今の商業環境や、そしてコロナ禍によるまたこういう突発的な経済状況の変化から、私はこの事業については本当に慎重に慎重を期し、同僚議員が言われたように、石橋をたたいて渡る、そのくらいの進める方針で行っていただきたいと本当に思います。これは私の要望として申し上げます。返答は要りませんので、次の項目に行ってくださいでもよろしいでしょうか。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項の2番、町長選挙に関して、質問要旨、当町の現職町長とその伴侶の顔写真が掲載されている広報掲示物が町内至る所で見られる。公職選挙法には事前運動の禁止項目があるが、これらをどう考えているのか、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

大川議員の御質疑でございます。町長選挙に関して広報掲示物についてのお尋ねであります。

前提として申し上げておきたいのが、公職選挙法の143条、201条、それぞれポスターの記載がありますが、混同してはいけませんので、ここに書かれているポスターについては、公選法の201条に記載があるポスターでございます。政党、その他の政治団体による演説会ポスター。もう一つ整理しておかなければいけないのが、この政党、その他政治団体についてのお尋ねは、ここにいる行政職員、誰も答弁責任者はおりませんので、その政治活動、あるいはその政治団体についての概要については答弁者はいないということであります。

私が答弁するのは、弁士として、今回、演説会を企図されている政治団体の弁士として招かれておりますので、そのポスターが公選法上、事前運動に当たるかというところについてお答えを申し述べさせていただきたいと思っております。

政治団体のこのポスターは、選挙運動のポスターではまずございません。先ほど申しました201条に関するポスターです。政治活動のポスターでありまして、政治団体が適切に対処しているものと認識をしております。事前に県選管に問題ないとの事前確認はしていると聞いております。リーガルチェックをしっかりとしているということでお聞きしているところでございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

確かにあの掲示物、本当に町内、見ないところがないというくらいにPRしている。まちづくりフォーラムのポスター、そこには確かに弁士として町長の名前と、そして御伴侶のお名前と顔写真つきで載っていますね。

今、町長が政治活動の一環として、自分は弁士として招かれているだけであるという答弁でありました。私、似たようなものを4年前にも見たことがあります。4年前もまちづくり

のそういったフォーラムだったように記憶しています。そのときは町長のお顔とお名前と、そしてふるさと納税の関係会社の代表を務めておられる方の顔写真とお名前だったと思います。

町長、このとき3月にフォーラムが開催されると、3月の何日だったかちょっと記憶にございませんが、このフォーラムが行われて、弁士としてお話をなされましたか。

○町長（武廣勇平君）

行っております。イオンの中の会議室、セミナールームといいたいでしょうか、そこを借りながらフォーラムを行っております。これは確認していただいて結構です。参加者は少のうございました。やはりポスターを貼っていたものの、なかなか告知していた、PRが足りなかったのかと思うほど少のうはございました。

そして、私もう一つ申し上げたいのは、同様のポスターを私も見たことがあります。議員のお家にも貼っておられると思いますけれども、政党の201条ポスター、いわゆる政治活動ポスターは、それぞれの政党のそれぞれの代議士であったり、様々な議員さんたちが演説会ポスターを町内でも各地区見ておりますので、法的性格は全く同様のものだけということをつけ添えておきます。

○2番（大川徹也君）

最初、イオンホールにて、4年前のまちづくりフォーラムの開催場所はイオンホールと書いてあったように記憶しています。それがセミナー室という個室に変わったわけですね。それは人数が少なかったからですか。

○町長（武廣勇平君）

私がセミナー室、あるいはセミナールームと呼んだところがイオンホールというイオンさんの位置づけている会議ができるようなスペースです。おおよそ200人ぐらい入るスペースだったと思います。今日来られている方の中にも会議に参加されている方はいらっしゃったと記憶しております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

その200人入るぐらいの大きなホールに大体何名ぐらいの方が集っておられましたか。

○町長（武廣勇平君）

そうですね、かなり少のうございました。恐らく数十人だったと思います。ちょっと確認しなければ分かりませんが、当時参加してくださった方々にお問い合わせして、ちょっと確認をしたいと思います。しっかりとふるさと納税を活用した6次化の推進、また地域の活性化について私の演説をさせていただいたところがございます。

○2番（大川徹也君）

そういえば、4年前の町長のスローガンは、ふるさと納税で町を元気にというような趣旨

のスローガンやったかと思います。本当に選挙に関連したお話でしたね。そして、選挙告示日にはポスターがどっと剝がされましたけれども、それはなぜか分かりますか。

○町長（武廣勇平君）

これは政治団体の活動に伴う答弁ですので、私が答弁するのは適当ではないと思います。

○2番（大川徹也君）

町長がそのように答弁されるのはもっともだと思います。主催者じゃないからですね。

そして、私、4年前の件もありましたので、今回、ポスターに書いてあります掲示責任者のお名前とその住所を頼って訪問してみました。お会いすることができました。そして、言われたことは、何であんたに話さんばねと。びっくりしました。私は議会議員という立場であることと、自分の名前と、そして連絡先まで、携帯の番号までお相手に教えて、そして連絡を、詳しい話を聞きたいのということで連絡を待っておりますが、いまだにその連絡はありません。

ちなみに、これも町長、答えることができれば教えてください。フォーラムのポスターに弁士2人ありますけれども、メインのコメンターがいないのはなぜでしょうか。（発言する者あり）

○議長（中山五雄君）

大川徹也議員、質問の中身を変えて質問してください。

○2番（大川徹也君）

そうですね、弁士ということであれば、このことについて詳細に答えることはできませんね。招かれているだけですから。

今回、メインのコメンターがいないことやイオン跡地も既に町有地になってはいますが、そこにも掲示してあります。町の担当課に聞きます。町有地であれば使用許可は出していますか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

私どものほうで確認をまだしておりませんので、また場所も含めて確認をしていきたいというふうに思っております。

○2番（大川徹也君）

確認する際に、許可をもし出したとすれば、いつ、どの時点で、誰が誰に出したかということまで確認のほどをよろしくお願いします。よろしいでしょうか。

○議長（中山五雄君）

答弁は。

○町長（武廣勇平君）

町として町有地への掲示は認めておりません。そういった事案について確認もできておりません。確認ができていないという状況でございます、そうした事案があるというお立場

であれば、ぜひ挙証していただきたいなと思います。否定的な命題を立証するのは事実上困難です。今から町内を全て回っていくということも困難であります。よって、議論の大前提は、あると言われる方がどこにあるかをしっかりと挙証する、そしてその点について答弁するということだと思います。上峰町として町有地への掲示は認めておりません。

○2番（大川徹也君）

町有地にはそういう許可を出していないと、出すことはできないということで答弁がありましたので、まずそれをもって了解しました。

事前運動の禁止項目と、いろいろあるんですけれども、今回、町有地の使用許可になるんですけれども、町長が本年1月24日、後援会発足式をなさったと思います。イオン駐車場を駐車場として使用をされていましたが、使用の許可の申請はされましたか。

○町長（武廣勇平君）

後援会活動についてのお尋ねでありますけれども、後援会としての使用申請はしておりません。私どもが賃借をしております私有地の地権者について、これは上峰町の立場ですが、使用許可願が上がってきたということで記憶しております。

○2番（大川徹也君）

今回、町有地に対しての使用許可について質問を今2点させていただきましたけれども、町有地を使用する場合についての手続、それを公正に明確に行った上でこのような事業ですね、ポスターの掲示であったり、後援会などの利用であったりとか、そういったものを改めてお願いしたいと思います。

それと、質問なんですけど、今回、弁士として招かれている例のポスター、掲示されているポスターのことなんですけれども、今回、掲示責任者とお話をさせてもらったときに、掲示責任者は、これは選挙とは関係がないからということでは言われました。まちづくりだから、何の悪かとかのあるねと、そしたら、選挙と関係がないなら、選挙日、告示に入っても掲示はされたままですんですかと言ったら、うん、そうするとおっしゃっていました。町長もそういう弁士として、そういう認識はありますか。そういう話を聞いていますか。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと先ほどから、私がさっき挙証責任は議員側にあるというふうに申しました。私はないという証明をしなきゃいけない立場で答弁しています。議員はあるという答弁をされているんです。例えて言うなら、雪男がこの世にいないということを立証するには、世界中を回って雪男がいないということを証明する、事実上、不可能なことですね、これは。雪男がいると言う人が雪男を連れてくれば、それが証明できるわけですよ。違法ポスターということでもなく、イオンの公共用地ですか、そこに貼ってあるというようなお話をされました。私はないというふうに思っております。それはないわけですよ、どこに貼ってあるかおっしゃらないということは。だから、ポスターが公共用地に貼ってあるということを前提にお

話しされるのはいかがなものかと思ひます、まず。

それと、先ほどのお尋ねですけれども、政治団体がどのように判断されて、どのような言葉が発せられたか存じませんが、リーガルチェックを都度、都度受けて、適切に運営されているというふうに承知をしているところです。

○2番（大川徹也君）

挙証責任があるということで、複数そのような掲示の場所、イオンに限らないんですけれども、あるということについては改めて担当課のほうに私が相談に参りたいと思ひます。

さて、今回のポスターについては、非常に危惧しています。法律は引っかからないかもしれませんが、法律は。しかし、4年前と今回も見たときに、何で選挙前にこのように大々的に、町長自身も一生懸命回って走っていらっしやいましたね。ちょうど私は移動中にその現場も目撃をいたしました。やはり何にしてもわきまえた、物事のわきまえ方というのがあるんじゃないかなって思ひます。今回のポスターのあの多さは本当に度を越していると思ひます。これは町長が答弁をする対象の話ではないかもしれませんが、しかし、この上峰町内のことです。そして、特にあなたはこの町の町長です。ですから、その政治団体とお話をなさってもいいんじゃないかなと思ひます、在り方について、この掲示の仕方について。そこはどのように考えられますか。

○町長（武廣勇平君）

同時にぜひわきまえていただきたいと思ひます。御自身のお家になるんでしょうか、にも貼ってあると思うんですよね。同じ性格のポスターです。法は全ての人に平等のはずです。よって、一部のポスターは許容されるが、この当該ポスターについては認められないという趣旨の、そうした方向性での議論はちょっとぜひ自重していただきたいと思ひます。

この201条ポスターについては記載がないんです。そういった法律上の問題点を議論をされるというならまた別ですけれども、この選挙期間の迫っている私に、その他政治団体のポスターの部分だけ取り上げて、これがさも特異な事案のように語られるのはいかがなものかというふうに思ひます。

○2番（大川徹也君）

町長、今回のポスターの掲示数、数においては本当にこれは異常です。

これをもって私の質問、私の所感になりましたけれども、これで終わりたいと思ひます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

原直弘君お願いします。

○3番（原 直弘君）

皆さんこんにちは。3番原直弘でございます。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

質問事項は大きく分けて3点でございます。

まず、1点目は防災対策についてということで、レイクタウン北部の土砂崩れ箇所の本復旧について質問を上げております。

レイクタウン北部の土砂崩れについては、平成30年7月の西日本豪雨により、のり面崩壊が起り、崩落した土砂や石が隣接する民地まで及んでおり、崩落具合によっては甚大な被害が出てもおかしくない状況でありましたが、現在まで本格的な復旧となっておらず、今なお危険と隣り合わせの状態が続いております。

さらに、ここ数年、記録的な豪雨が続いており、また、今後も短時間豪雨の発生や大雨の降水量など増大することが予測されていることから、一刻も早い復旧が求められております。

今後の復旧については昨年の議会で、令和3年度に国の交付金を活用し、本復旧を実施するとの答弁をいただいておりますので、土砂崩れ箇所の本復旧に至るスケジュールについてお尋ねしたいと思っております。

2点目は空き家対策についてということで、要旨1として空き家の適正管理について質問を上げております。

空き家については、防災、防犯、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性が高いことから、平成26年11月に空家等対策特別措置法が制定されております。本町においてもこの特別措置法に基づき空家等対策計画が策定され、空き家の現況について調査がされたわけではありますが、調査から2年以上経過しており、空き家の老朽化や新たな空き家も出ているものと思われま。

今回質問の空き家の適正管理については、調査時点において倒壊の危険性が高く緊急度が極めて高い活用困難であるD判定、及び再利用するには大規模な改修工事が必要であるC判定の空き家が、老朽化の進行によりさらに危険度が高まっていることが考えられますので、D判定及びC判定が出た所有者に対し、どのような指導をしているのか、また、今後どのような対応を行うのか、お尋ねをさせていただきます。

要旨2では空き家対策についての補助金交付要綱等の制定及び固定資産税等の減額措置について質問を上げております。

空き家対策に当たっては、町の空家等対策計画において国及び県の補助金を活用するための補助金交付要綱の策定を行うことや、空き家の除去を行った土地に対し固定資産税の減額を検討することが空き家除去を促進するための対策として上げられております。

また、空家対策計画策定の際に行ったアンケート調査において、空き家の今後の活用における懸念事項はという質問に対し、解体したいが、解体費の支出が困難で解体できない、解体して更地になることで固定資産税が高くなるなどの回答が上位であったため、昨年の議会において空き家の除去費用の補助金について質問を行い、補助金交付要綱の令和3年度策定

と空き家の除去費補助金要求を国へ行うなどとの回答を得ております。また、解体後の固定資産税の減額措置については減額を検討しているとの回答でございましたので、それぞれの案件に対しての現在の状況についてお尋ねさせていただきます。

3点目は中心市街地（イオン跡地）の再開発の現在の進捗状況と今後のスケジュールについて質問を上げております。

この事業については、本日の一般質問で同僚議員から多面的かつ多角的な考えから様々な視点で質問がっておりますので、その質問に対する答弁を踏まえながら、また、事業に対する住民の方の思いや考えを酌んだ質問をさせていただきます。

以上3点でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、防災対策について、質問要旨、レイクタウン北部の土砂崩れ箇所の本復旧について、執行部の答弁を求めます。

○建設課副課長（高島真幸君）

私のほうからは、原議員の質問事項1、防災対策について、質問要旨1、レイクタウン北部の土砂崩れ箇所の本復旧についてという御質問に対しお答えいたします。

御質問の箇所につきましては、平成31年に大型土のうの設置により、仮復旧を行ってまいりましたが、耐用年数がおおむね1年ということで紫外線の影響などにより、ほつれ等の劣化が生じておりましたので、昨年、耐光性のある大型土のうに取り替え、土のう裏側については平成31年設置時と大きな状態変化がないことを確認したところでございます。

本復旧につきましては、令和2年6月定例議会の課長答弁にありましたように、社会資本整備総合交付金事業の活用を考えており、令和3年度の新規整備路線として採択を受けられるよう本要望を行っているところでございます。

なお、本要望においては、測量設計及び擁壁工の要望を行っているところでございます。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

今、副課長の答弁で、大型土のうを替えている、そして、現状を見ると、さほど崩壊時とどうか、前回の大型土のうを積んだときと状況は変わっていないということで回答を得られました。

またそしたら、まず、今回平成3年度の予算が特別委員会で論議されたわけなんですけど、この中で実際予算としての項目、委託とか本工事、それについて土木費補助金の中でどこにまず入っているか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○建設課副課長（高島真幸君）

予算計上についての御質問だと思って御答弁いたします。

今回上程しています議案第7号の令和3年度上峰町一般会計予算には今回は計上されてお

りません。それにつきましては国の令和3年度予算において新型コロナウイルス感染症対策に重点を置く方針等が示されていることから、社会資本総合整備事業費においては例年以上に国費の配分が厳しくなるという予見がされております。特に新規事業でありますグリーンレイクタウン3号線の整備事業について、どの程度の配分があるか見通すことができませんでした。今後、国の配分額が判明次第、補正予算等で必要な予算措置を行ってまいります。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今回、令和3年度の予算では国からの社会資本整備総合交付金として土木費補助金34,000千円ほど計上されていると思うんですけど、これの充当先は道路新設改良費が主なものだと思うんですけど、実際この崩壊からもう3年近くたっているわけですよ、今年の7月をもってですね。そしたら、実際工事としてはどちらが優先すべきなのかなというのをまず考えて、当然人命に関わることだから、こういう道路改良費も当然必要かもしれないんですけど、優先すべきはそういう緊急性がある災害箇所というか、そういうのを人命を守るために行う工事が先じゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○建設課副課長（高島真幸君）

現在計上している予算内で事業が着手できないかという御質問だと思います。

社会資本整備総合交付金事業につきましては、各整備計画に基づきまして国費の配分がございます。今回グリーンレイクタウン3号線につきましては現在行っている事業と別の整備計画になりますので、事業間の流用はできないということになっています。つきましては、現在予算計上をして議案になっている予算につきましてはグリーンレイクタウン3号線につきまして適用できないという形になっております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今、課長の話では、実際国への要求を上げている分と違うから上げられないという話だったんですけど、国の要望にするとときに、このレイクタウン北部の土砂崩れ箇所を上げれば、当然できたんじゃないかと思うんですけど、それはどうですか。

○建設課副課長（高島真幸君）

繰り返しの御答弁になることを御了承ください。

新規路線整備として国の配分が現在予見できないということから、当初予算に現在計上しておりません。今後、先ほど言いましたとおり、補正予算等で必要な予算措置を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

新規路線の予算については見通せないという話だったんですけど、これ予算書を見ると、

道路新設改良費にあくまで国県支出金予算として40,000千円程度充てられていますけど、特定財源としてその他で27,000千円ほど上げておられますよね。そしたら、実際特定財源のその他の予算を充てて人命に関わる工事現場は早急にやることができると思うんですけど、それについてお尋ねいたします。

○建設課副課長（高島真幸君）

特定財源のその他についてということだと思います。

こちらにつきましては、ふるさと納税寄附金が充当されていると思われまして。先ほど言いましたとおり、国の予算が大変厳しいという状況の中で、仮に優先をするのであれば、町の単独費を充当して事業を実施することもやぶさかでないと思っているところがございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

私が言いたいのは、単独費もいいんですけど、当然国の補助金を使って施工すれば一番いいんですけど、こういう人命に関わる箇所をもう3年近くもほったらかしにおいて、また、国の予算がどうなるか分からないという中で、そのままにしておいてどうなのかなということをお尋ねしているんですよ。必ずしも国の予算をつけないといけない箇所なのか、それよりも国の予算がつかなくても当然早急にすべき箇所なのか、まずは、どちらだと思いますか。早急にすべき箇所なのか、そのまま国の予算を待ってすべきなのか。お願いいたします。

○建設課副課長（高島真幸君）

被災箇所につきましては被災当時は民有地でございました。そこから3年ということがございます。ということで理解していただければと思います。現在は町道になっておりまして、町として整備すべきと思っております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

期間の云々はそしたらいいですよ。そしたら、整備すべきと思っているんですけどという話なんですけど、分かりますよ、それは。私が問いたいのは、緊急的にすべき箇所かと、道路改良工事よりも何よりもほかの工事よりも早くすべきじゃないですか、いかがですかというお尋ねなんです。よろしく申し上げます。

○町長（武廣勇平君）

早くすべきだと思います。しかしながら、この当該箇所については、町道認定した後、民地の開発を行うという計画があり、地権者さんが何度か私ともお会いさせていただきました。しかし、その計画が頓挫しまして、その後、またお会いする機会をつくってほしいというような状況にあるところがございます、現状として。今、仮復旧の状況だということは理解しておりますし、これを災害予算に充ててやっていると、通常そうやっておりますけども、それ

に加えて、そうした事案が横たわっていることをお伝えしておきたいと思います。

○3番（原 直弘君）

そしたら、施工方法というか、今実際町有地はのりの上ですよ。そしたら、その隣接地権者の関係で、当初はそういった形になって、今ちょっと町長から初めてお伺いしましたが、頓挫した経緯があって、またお話があっているということなんですけど、実際それが長引けば、頓挫する可能性もあるわけですよ、当然、その地権者の方、また状況によってはという形で。そしたら、町境が上にあるならば、今実際、現在ですよ、土のうが積まれている状況の中だったら、その上に境界があるみたいなんで、当然地権者を、そのときはたまたま地権者と同じような施工時期になったから、そういった地権者の方と一緒にしたほうが安価になるかなということでも考えられたんですけど、今、1回頓挫して、また地権者とお話ししている中で、当然延びることが考えられますので、実際町のほうが境界は上にあるんですから、そして、土のうも境界内、町のほうに今実際施工されているみたいですので、本復旧も、当然地権者の方はおられますけど、町有地内の施工でできるんじゃないかと思うんですけど、その点をお伺いします。

○町長（武廣勇平君）

単独での本復旧、施工はできると思います。よって、まず、やらなきゃいけないのはその地権者さんと早急に会うことだというふうに思っております。至急そういった措置を取って、どんなお話なのか、お伺いしてみたいと思っております。

○3番（原 直弘君）

今、町長のほうから早急に地権者とお話しして施工の方向でということでの回答をいただいたということですのでよろしいですかね。じゃない。

○町長（武廣勇平君）

舌足らずですみません。失礼しました。訂正いたします。ちゃんと正確に伝えなきゃいけませんでした。

本復旧について町の単独事業での施工は可能だとは思いますが、しかし、地権者さんがどのような計画でどのようなお話なのか、まだうかがい知れぬところでありますので、その点を確認した上で後に判断していきたいと思えます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

これはお願いなんですけど、地権者さんとのそういった話の流れとともに、もしちょっと長引くようだったら、当然、実際、先ほど申したように、記録的な豪雨が毎年来ているわけですよ、そのたびに地権者さんは、うわあ、今年大丈夫やろうかということで、工事の土のうを施工したときにはそういう形で大丈夫だろうという話であったと思うんですけど、災害の起こるところは大丈夫というところでも結構被災しているところがあるので、その辺は

き緊急性とか危機感を持って今から地権者さんとお話しするのと並行して、長引くならば、当然町単でまず住民の方の安心を先行させていただきたいと思いますので、いかがでしょうか。先行というか、町民の方の不安を払拭させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

私もグリーンレイクタウン周辺の方々の御意見、御要望を聞いてございます。あそこの上で燃やしたりもしているというようなことに不満と御心配をされておられました。この声にしっかりとお応えするべく、地権者さんのお話いかんではもちろんございますが、できることをスピーディーにやっていきたいとは思っております。

○3番（原 直弘君）

繰り返しになりますけど、どこも住民さんの不安、安心・安全ということで、それを念頭に置いて町行政とか施工とかに進んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これでこの質問は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、空き家対策について、質問要旨の1番、空き家の適正管理について、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

皆様こんにちは。私のほうからは、原直弘議員の質問事項2、空き家対策について、要旨1、空き家の適正管理についてという質問につきまして答弁いたします。

空き家対策につきましては今年度においても昨年8月に職員による空家確認調査を実施いたしました。調査対象空き家につきましては、令和元年度の調査結果による68件とその後空き家の情報提供がありました5件を確認調査しました結果、60件が空き家対象であると確認できましたので、昨年同様、空き家等の適正な管理についての通知文を発送いたしました。

個人の財産である空き家等の適正な管理は第一義的には所有者等が自らの責任において行うことが原則であります。このことを所有者等へ啓発し、空き家等の適正な管理や利活用の意識づけを行うことが重要であり、また、相続、転勤などにより、全ての人が空き家等の所有者となる可能性があることを啓発することも必要であると考えております。

以上、原直弘議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

それではまず、緊急性のある分についてちょっとお聞きしたいんですけど、調査時点において判定CとDですね、特にDは活用困難ということで倒壊の危険性が高く緊急度が極めて高いと。この方たちに対してどのような、厳しい指導じゃないですけど、そういう指導をし

たのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○住民課長（扇 智布由君）

ただいまの原議員の緊急性の高い物件についての指導についてという御質問だったかと思えますけれども、こちらに関しましては同じく空家等の適正な管理についての通知文を送りました。発送後にいろんな問合せを受けた中でもD判定の物件等の所有者等から連絡もございましたし、そういったやり取りを今後も続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

ちょっとやり取りの内容についてですね、実際D判定ということで倒壊の危険性があるということになっているんで、厳しい指導というか、そういうのじゃないと、実際されないと思うんですけど、その点の内容について詳しくちょっとお伺いしたいと思います。

○住民課長（扇 智布由君）

ただいまの御質問のやり取りの内容ということでございますけれども、D判定の所有者の方の御連絡の内容としましては、解体が難しいが、迷惑をかけないようにきちんと管理をしますというような御連絡も中にはございましたので、住民課としてはそういった所有者の方の意識の涵養が進んでいるのかなというところを感じております。

また、危険性が高い所有者に関しましては密に連絡を取りながら、どういった方向に進めばよいのかということも相談をしながら今後また進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

30年度か、実際空家等対策計画をつくられるときに調査されてC判定とかD判定とか、AからDなんですけど、されたと思うんですけど、それは多分外観だけで内部については調査されていないのかなとは思いますが、実際この上峰町の空家等の適正管理に関する条例でこの8条で実態調査ということで、その文言として、「空家等が危険な状態にあると認めるときは、当該空家等の所有者等及びその所在、危険な状態の程度を調査することができる。」とあるんですね。この調査というのは内部調査で、実際D判定出たけど、内部はどんな状況かなということ調べる調査と思うんですけど、ここには町としてはまだ進んでないのか。進んでないのなら、どうして進んでないのか、お尋ねいたします。

○住民課長（扇 智布由君）

ただいまの議員の空き家の内部の調査に関する御質問だったかと思えます。

こちらに関しましては町の空家等対策計画等にもございますけれども、適切な管理が行われず、地域住民の生活に悪影響を及ぼしている空き家につきましては、所有者等に対し、文書で通知を行った上で立入検査を行い、上峰町空家等対策推進協議会にて協議され、特定空

家等に認定していくこととなっております。

住民課としましては、まずはこの特定空家を出さない施策を優先的にやりたいというふう
に考えております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

ちょっと今、課長の答弁で特定空家を出さないよという言葉がありましたけど、今ま
での、私、数回して、その前、同僚議員もこの空き家については質問されたことがあるんで
すけど、課長じゃなかったかもしれないんですけど、今までの課長は活用困難なD判定は特
定空家ということで認識しているということでの発言があったと思うんですよ。今の答弁で
は特定空家じゃないというふうに言われたということでもちょっと理解したんですけど、その
点をお伺いします。

○住民課長（扇 智布由君）

ただいまの議員の御質問でございますけれども、ちょっと説明不足だったところがあると思
います。

まず、特定空家を出さない施策を優先的に行って、そういった指導や助言を行い、状況を見
ながら判断をしていきたいというふうに今後考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

すみません。ちょっと何度もなんですけど、そしたら、課の認識としては、特定空家の認
識、活用困難で倒壊の危険性が高くてと出ているじゃないですか、ということは、私は、実
際危険な状態にあると認められるんで実態調査はして、所有者の方にこんな危険だからとい
うことでもうちょっと踏み込んでもいいのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○住民課長（扇 智布由君）

ただいまの議員の御質問でございますが、住民課としましては状況を見ながら判断をして
いきたいというところでございますけれども、例えば、危険な状態の空き家の周辺にお住ま
いの方が多分お困りだと思っております、例えば、職員によるそういった空家確認調査の折
に、空き家の近所にお住まいの方にお困り事等をお聞きして、そういったことも盛り込んで
通知をしたりとか、そういったことも考えておまして、そういうことが適正管理について
効果が出るのではというふうに考えております。ある程度そういった助言や指導を行った上
で状況を見て判断をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

そしたら、今まではしてないけれど、今からしていくんですか。それとも、今までもそう
いった状況把握に努めて今からも同じような形で進んでいくのかどうか、ちょっと確認した

と思います。

○住民課長（扇 智布由君）

議員の御質問でございますが、今までもしてきたことを今後も行いながら、状況に応じてはもっと強く、強い態度で所有者等に啓発をしていくことも必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

その点の適正管理は所有者の方とのやり取りで進めていただきたいと思います。とにかく実際そういったことである程度毎年毎年所有者の方に空き家の危険性とか知らせとかないと、何かあってからでは、私が去年質問したときにはぼやがあたりしていますので、当然空き家はそういった可能性、それは老朽化、老朽化していないにかかわらず、空き家全体に言えることなんですけど、そういった懸念も十分考えられますので、今から先もっと積極的にお願いしたいと思います。

これでこの質問は終わらせていただきます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、補助金交付要綱制定の進捗及び固定資産税等の減額措置について、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

私のほうからは、原直弘議員の質問事項2、空き家対策について、要旨2、補助金交付要綱制定の進捗及び固定資産税等の減額措置についてという質問につきまして答弁いたします。

まずは、空き家の除却事業費補助金交付要綱制定の進捗でございますが、令和2年3月定例議会にて原議員への答弁で課内での素案内容を一部申し上げましたが、現在はその内容につきましてまだ流動的なところもありますので、その調整を行っております。

続きまして、固定資産税等の減額措置につきましては、平成31年3月に策定いたしました上峰町空家等対策計画の中の特定空家等に対する税制上の措置としまして、特定空家等の勧告を行うことで、固定資産税等の住宅地特例が適用されなくなることから、助言・指導若しくは勧告の猶予期限までに除却を行った空家等に対して、条例減額制度に基づき一定期間固定資産税等の減額を検討する。と記述しております。

このことにつきましては、令和2年3月定例議会にて税務課長のほうから答弁がありましたように、空き家対策に対する支援内容や県内市町の動向を見ながら検討する方向になるかと思います。

空き家対策の担当課としましては、空き家等の適切な管理の促進の取組を促進し、所有者等への意識の涵養を行い、特定空家等を出さない施策を優先的に取り組んでいきたいと考え

ております。

以上、原直弘議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

まず、今、課長の答弁で流動的なものという発言がありましたけど、それについてちょっと詳しい見解を、説明をお願いしたいものと思います。

○住民課長（扇 智布由君）

ただいまの質問の流動的なものについて詳しく説明をというところでございますが、まず、要綱の詳細について協議をしているところございまして、この要綱に関しましては個人の財産に関しての補助となりますことから慎重に協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

個人的な資産という言葉が出ましたけど、ちょっとそれはさておいて、まず、空き家が出ないような施策を優先してという話だったんですけど、実際この計画においてはいろいろな空き家対策の施策としてあるんですけど、当然所有者等の意識の涵養とか、そういうのがまずという話なんですけど、この中で1から4あって、特定空家等の取組に対して、空き家を特定空家に対して実際解体を促すような施策としてはこれにも上げてあるんですけど、当然それも一つとして同じレベルで考える必要があるんじゃないかと、そう計画には上げてありますよね。今の話では空き家が出ないような施策を優先してとかありましたけど、そういう話なら、当然その計画のときにここにそれだけを書くべきであって、今さらそれじゃなくて、まず、空き家を出さない施策を優先ということの考えがちょっと分かりませんが、その辺を詳しくお願いいたします。

○住民課長（扇 智布由君）

空き家を出さないという施策という考えというところの御質問だったかと思えますけれども、一応環境部局としましては特定空家を出さずに、その前に所有者等といろんな協議をしていく中で、こういった解体の前に何かできることとか、あとは相談に乗ったりとか、売却ですとか、そういったことをまずは行政として相談に乗りながら、それでもなおかつ適正管理が行われない場合はそういったものになっていくのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

ちょっと答弁に矛盾するところがあって、調査時で活用困難ということは特定空家ということで認識されてあるんですよ。でも、今の回答では特定空家を出さないためにというフレーズでずっと言われたんで、じゃ、このD判定の活用困難の倒壊の危険性が高く緊急度が極めて高いにもかかわらず、これは当課は課長として担当課として特定空家という認識がないということに理解するんですかね。お願いいたします。

○住民課長（扇 智布由君）

ただいまの議員の御質問ですけれども、D判定イコール特定空家というわけではございませんで、特定空家と認定するには、先ほども申し上げましたけれども、内部のほうを専門の知識を持った者が調査をしまして推進協議会のほうで協議をされ認定されました後に、特定空家となるものでございまして、これにならないような手だてを行政として指導して、それでも適正な管理が行われなかった場合はこういったふうな協議会等で協議をしていくというような流れになっていくものと認識しております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

すみません。ちょっと堂々巡りなんですけど、実際、そしたら、調査しないと特定空家にならないというのは分かりますよ。今までの課長はD判定イコール特定空家ということでお話しされている中で、そしたら、この実際条例で実態調査して、空き家とか危険な状態であると認めるときは、それを調査することができるという話なんですよ。そしたら、まだ危険な状態にあると認められないからしないんですか。それとも、その調査に至るまではもうちょっと町としての考えがあるからなのかというのをちょっとお尋ねしたいですね。

○住民課長（扇 智布由君）

原議員の御質問でございますけれども、何度もすみません、申し上げますが、特定空家となる前に、ある程度行政として指導や助言を行った上で状況を見ながら特定空家等にそうやって進めていくような施策を取っていくというような考えでございまして、D判定だからすぐに特定空家です、なので、解体をしてくださいというようなことではなく、指導や助言を行いながら所有者の方と情報共有をしながら進めていくというような形を取っていくという考えでございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、4時45分まで休憩いたします。休憩。

午後4時27分 休憩

午後4時45分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

原議員のほうから質問をお願いします。

○3番（原 直弘君）

ちょっと先ほどから実態調査ということで幾度も申し上げましたけど、実際実態調査して解体の方向に進めていくという答えをいただきましたけど、そうじゃないんですね。実際実態調査ですよ、あくまでも計画をつくったときに、C判定、D判定、そういうふうな流れになっておりますので、実際はそういう状況を確認しなくちゃいけないだろうというのがちょっとまず一つですね。

もう一つが、やっぱり空き家対策をする中で国としては除去事業タイプということで法をつくった後にそういう事業をつくったということは、あくまで、県レベルはちょっと分からないんですけど、町としては国の施策と同じ方向を向いて、その事業があるのに対して同じ程度にそういう補助金要綱なり、そういった指導もされると思うんですけど、国と同じような流れにするには、一つとしてはその除去に係る補助金要綱の制定が必要かと思うんですけど、実際これ国の除去事業タイプを見ると、国があって地方公共団体があって普通の所有者が費用を負担するようになっていると思うんですけど、実際このレベルで町がしなくてはならないのではないかとということで今までも質問しましたし、今日もそれに伴って質問しているわけですので、その答弁をお願いいたします。

○住民課長（扇 智布由君）

ただいまの原議員の御質問で国の施策にのっとって町もそうしていくべきではないのかというような御質問だったかと思います。

今要綱につきましては協議中ではありますので、3年度は骨格予算であるため、予算計上はしておりませんが、整備ができ次第、しかるべきときに予算計上をさせていただく予定でございます。

それと、現状としましてD判定の物件に関しましては、地域の方の御協力もありまして売買があり更地になっているところもございまして、残りのD判定の所有者のほうにもこういった解体の補助について今検討を行っているところですので御相談をさせている状況でございます。なので、要綱ができ次第と申しますか、予算の計上ができた場合は、こういったところを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今、課長答弁のあったように、ぜひそういった方向で進んでいただきたいと思います。

次の質問をお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、中心市街地（イオン跡地）の再開発について、質問要旨、現在の進捗状

況と今後のスケジュールについて執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原議員の質問事項3、中心市街地活性化事業について、要旨の1に関して答弁をいたします。

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願いたいと思います。

現在、合同会社設立準備会のほうで依頼した司法書士のほうに設立登記のための定款などを含め法務局と調整をしていただいております。

一方、各民間事業パートナーにおいても資本金出資のための稟議準備など、出資に必要な決議を採るなどの動きとなってきました。

今後は、社員総会、設立総会が必要になりますが、折からのコロナウイルス感染拡大防止の観点からも密の状態をなるべくつくりたくないよう、実施時期も含め工夫が必要になるかと考えております。

スケジュールに関しましては、合同会社内の協議を踏まえ、資金調達計画、具体的整備の内容の調整、設計発注など、時系列的な段取りを構築していきます。現段階ではそういった調整をしていく旨、御理解いただければ幸いです。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

ちょっとまず、お聞きしたいのが、今回の計画、中心市街地計画事業において、途中から体育館、プール、武道館など、その計画が一旦盛り込まれたと思うんですけど、これについて令和元年から2年度の継続費として16,500千円の体育館等整備に伴う中心市街地の再評価業務委託がなされたと思うんですけど、その結果についてお伺いしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

開発水準一覧というものを公表してございます。こちらに基づいたところで、いわゆるVFM（バリュー・フォー・マネー）に関しての算定というものを行っております。これは国交省ガイドラインに基づいたところでやっております、これは合同会社自体の組成維持であったり、ほか要する費用、維持管理なんかも含めたところで、この項目をPSCと言うんですけども、これはパブリック・セクター・コンパレーターというちょっと難しい言葉なんですけれども、公共側のほうが自ら実施した場合に、仮に全部町でやったとして、どの程度評価できるだろうかとこのものを計算するという内容になっております。これをPSC（パブリック・セクター・コンパレーター）と言います。これを、一旦更正をしまして、対価積算に関する前提条件というものを設定をしたところで算出をしております。

この際の割引率というものが出てくるんですけど、これはリスクプレートというものになります。これは国債の10年利回りというものを参考にしまして算出をしております、これ

が算定当時で0.587に設定しております。LCCというのがありますけど、これはライフ・サイクル・コスト、事業全体を通しましてどの程度支払いが出るかということを出したものでございます。これを過去3年分の当町での入札実績から、予定価格、落札価格を基に算定をしまして、6.68に設定をしております。そして、リスク調整として見込み値の1%という形での算定をしているところでございます。その結果、VFM、いわゆるバリュー・フォー・マネーとしては12.3%という数値を得ております。これは何かといいますと、もしこれを算定いたしまして仮にちょっと0%を割った状態になりますと、実施する価値はないということになります。何%がいい悪いといった指標というのは大きくはないんですけれども、このVFMがあることの一つの目安として、厳しめに見ている自治体であれば、10%ほどを目標にしている自治体が多いというような傾向にございます。中には10%に満たない場合も多くございまして、民間のノウハウ導入による公共サービスの著しい向上が見込まれる可能性があるなどの理由によって、10%未満でも実施に踏み切っている自治体もあるようです。本町の場合、10%を超えていますので、そういった一応の評価というのはできるというふうに考えております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合によって延長したいと思います。皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

原議員、質問どうぞ。

○3番（原 直弘君）

ちょっと1つ再評価の中の今の説明の中でお尋ねしたいんですけど、その事業費の対価積算というか、その中で実際今の体育館とか武道館とか、そのボリュームに対して比較をしたというのが前提なんですか。それちょっと確認したいと思いますが、よろしくお願ひします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

議員お見込みのとおりでございます。

○3番（原 直弘君）

実際そういうことであれば、中心市街地、今からそういう体育館とか武道館進むに当たっては当然採算性のことの前提なんですけど、ボリューム的には大きくなったり小さくなる、小さくなることはないと思うんですけど、そこら辺に関しては再評価の結果との整合性、それはどう考えるべきなんですか。教えていただけてよろしいですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

あくまでも開発水準一覧の中でお示しをしております面積基準とか、こういったものを基に算定をしているところがございます。整合性というのが、ちょっとすみません、何をもつての整合性というのか、ちょっといまひとつなかなかちょっとすみません、理解ができておりませんでしたものですから、何とも言えないところがございますけれども、一定の評価としては実施していても問題はないという数値は得られているというふうに思っております。以上です。

○3番（原 直弘君）

ちょっと私も再評価の中身というのがあまり詳しくないんで、この質問はこの程度にして、今日、1つ同僚議員が同じような質問をしたと思うんですけど、今回、町から出資、土地の出資をして、その評価額が490,000千円ちょっとだったと思いますけど、私は、その現物出資が上峰町が出します、民間事業者が同等の資本金を出すのかなと思ってたんですけど、今日の話としては何か30,000千円弱とか30,000千円程度ということだったんですけど、それは間違いないのかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

確かにそのように申し上げております。間違いないというふうに考えております。

この出資に関しての考え方なんですけども、今回、設立に向けたところの初回出資という形になっておりますので、おおよそ基本出資という形に捉えられてよろしいかというふうに思っております。

今後、開発を行う上におきまして、この基本部分とは別に、設計がある程度仕上がった段階になるかと思っておりますけれども、リスク分の出資というものが必要になっております。このリスク分というのは何かと申し上げますと、各企業さん、民間企業パートナーさんたちが経営側に回るといことで再三お話を差し上げているんですけども、そこで自分たちが、例えば、一つのプロジェクトの部門を担っていくというふうになったときに、その実行に当たってのリスクというのは当然出てまいります。そのリスクに対しての出資をリスク分出資という形で再度追加出資という形で徴収することになるだろうというふうに思っております。ただし、現段階ではまだ設計というのがありませんので、各民間パートナー事業者におけますリスク負担の算定というのが明確にちょっとなっていません。ですので、以後追加出資扱いとしているところですので、後に追加されるということになってまいります。

それとあと、50・50の考え方なんですけれども、50・50につきましては議決権といいましょうか、意思決定権が50・50ということであって、イコール出資額の割合が50・50ということではないということで御認識いただければというふうに思っております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今、実際はこれからも増えるかもしれないけれど、でも、実際土地の評価額には至らないですよ、当然。至ることもある。至ることもあるけど、至らないこともあるでしょう。なぜかという、実際民間事業パートナーの募集要領のところで配当という欄があったですよ、配当という文言。これ多分経常利益とか全部して、ある程度の利益とかもうけの分の配当かなということだと思うんですけど、実際、土地を出資した上峰町は明らかに、今の段階で30,000千円と490,000千円比較すると、18分の17が上峰町の比率なんですよ。でも、この配当に関しては上峰町は50%とするということあるんですけど、実際50%利益をもらうにしても、ある程度出資が多いじゃないですか。その辺の考えですね。逆に言わせると、出資が向こうは今のところ30,000千円ですけど、30,000千円しかないのに、配当が50%ももらえると。ということは何か普通の会社ではあり得ない、資本金を出す、その考えがちょっと分からなかったんで、その辺をお願いしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

配当の割合に関しましては当然そういう疑問が生じるんだらうなというふうには思っておりました。私どものほうでも、これはコンサル含めたところでここでの書きぶりをどうしようかなというふうにしたときに、幾つも協議した中の一つではございます。

一つは、おっしゃられるように、出資割合に応じてというのが一番分かりやすい形だというふうには思っております。ただ、当初の段階でそこまでちょっと出資割合という形でいいものだろうかどうだろうかというのがちょっとまずございました、まだ募集前の段階でしたので。これは後に軌道に乗った段階で実際に利益が出るようになってからの話にはなってくるんですけども、この割合というのは、双方のまた話によって定款で変えることも可能のところではございます。ですので、初回に関しましてはそういった形で一旦議決権の割合に応じたところでの配当ということで一旦は整理をさせていただこうかなというふうには思っております。

議員おっしゃられるとおり、イギリス型については確かに資本金も50・50の割合でイギリス型はやっておるところでございますけれども、こちら日本版に関しましては、そこまでの言及というのはないです。これは出資に関する文化がちょっと若干違っていたりとか、または、その後の議決権の構成内容というのが今の現状の会社法であったり、LLPを構成いたします組合法であったり、この辺のところとちょっとなかなか整合性が取れないというところもあったものですから、こういった状況にはなっておりますが、これ自身は特段さして問題にはなっていないようなどころではございます。

ただ、この配当の割合に関しましては、当初これでいかせていただいて、後にこのところが大きくなるようであれば、そこはまた話し合いにおいてという形は可能でございますので、そういった形で今回のところは整理をつけさせていただいたという状況でございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今の課長の話では、利益が出るようになってまたそのときに定款で変えたりすることができる、それも可能だという話だったんですけど、当然決定権は50・50ですよね。ということは、あくまで募集要領でそれを見て来たんだぞと言われて、あくまで50・50なんですけど、実際自分が不利になることを変えるような業者とかいらっしやらないんじゃないかと思うんですけど、その辺は50・50の意思決定権の立場として平行線に行くか折れるかしかないんじゃないかと思うんですけど、そうですね、通常ね。個人でも自分が不利なことを変えようかなという話にはならないんで、その辺を、今、課長が可能であると。それは可能であるかもしれないんですけど、変えるのは本当に実現性があるのかなという点では実現性がないのかなと思うんですけど、その辺の見解についてお伺いしたいんですけど。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

実際のところはまだ後の話にはなってくるわけなんですけれども、現実可能かどうかと言われれば、技術的には可能です。話合いに応じてくれるかどうかというところもありますけれども、ここは出資ということだけじゃなくて、民間のアイデア、ノウハウもあるんですけど、行政側のアイデア、ノウハウというのもそこはあります。ですので、そこを融合させて一緒にやっていく会社でございますので、全く話に乗らないかという、そういうわけでもないんだらうなというふうには思っております。そこはあくまでも話合いということになります。

以上でございます。

失礼しました。それとあともう一つですけど、事業年度が終了いたしましたら、これは全部上峰町のほうに戻ってまいります。土地も含めてですね。ですので、そういった仕組みでもございますので、そこを踏まえたところで全体的でどう評価するかというのも一つの議論の材料ではあったというふうに経緯だけ申し上げておきます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

本当は出資割合のほうが一番いいと思うんですけど、その辺に向けて今後そういう話合いを持っていただくようにしていただくと同時に、実際事業が終わったら町のところに戻ってくるという話だったんですけど、それが負の遺産になるかもしれないんですよ。そういった流れでは、実際もうけがどんどんあつていうなら、通常の事業者もどんどんまた続けますという話なんですけど、実際町のところに戻ってくるからいいという話にはならないと思うんですよ。どうなるかわからないし、実際イオンも1回は閉店したわけなんですけど、そういった施設も多々ありますので、そういった流れになると、この配当は、会社ができたと

同時にある程度の話をしていただきたいなというのがあります。その点についてちょっと1回回答をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

実際配当が出るまでの期間というのは相当数時間ありますので、それまでの間にいろいろ協議は重ねていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

ぜひよろしくお願いいいたします。

今日プロジェクトファイナンスの話があったと思うんですけど、実際これは収益性を見て、資金を貸すかどうか金融機関が判断すると思うんですけど、この収益性の中でうちが当然整備していただきたいというのもあったろうし、実際事業者のほうがかうしたらいいかなという提案もまた随時あるかと思うんですけど、この中で採算の取れるか取れないか、その判断のときの数字が、町の公費が当然、それを増やすと、まず、町費がその資金を借りるときに計画の中に入るかどうかと、もし入るなら、その数字を採算が取れるような金額に上げれば、当然収益が取れるということでどんどん金融機関も貸すと思うと思うんで、そういった流れになる可能性があるかどうか、実際1つ目は町費が収益採算性のほうに入るかどうか1つですね。入るなら、当然それが大きなものになると、採算性が取れるんで、そしたら、全部の事業が採算取れるということでいや応なしに進むわけですよ、今からも。そういった可能性があるならば、私たちとしてはそういうのを危惧しますが、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これはほかの議員さんからもいろいろ質問いただいたところで重複するかと思うんですけど、ちょっと誤解をしてはいけないところが1点ございまして、開発費の、例えば、全ての開発費を丸ごとどんという感じではないんですよ、プロジェクトファイナンスというのは。それぞれのプロジェクトごとに借入れを行っていく（「それは分かります」と呼ぶ者あり）というイメージで、まず、それはちょっと御理解いただければというふうに思っております。

そこで、例えば、公共施設等で町がその部分を使っていくというようなことをした場合にいろいろなやり方がございます。例えば、使用契約をしたところで、例えば、平米幾らで使用料を払うとか、それも一つのやり方。あとは、その部分を先に町のほうが、これは補助つきでも何でも単独でもあり得るかと思うんですけど、区分所有という形で先に買い取るという形も可能でございます。ですので、その辺の数字を適当にはじくということではなくて、収益性が上がるために町が予算をつけるような形でするのではなくて、実際的にどういう形で収益を出すかということボトムアップではじいていくような感じになってまいります。それを基に金融機関のほうと話をしていくということになりますので、そういう作業工

程になるだろうというふうに考えていますので、そういった形で御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今のを聞いてもちょっと危惧しますね。実際今までの議会の答弁の中で採算が取れるような状況が生まれることが実施に向けての前提であるとか、今日もそういったのを言われていますよね。実際、私は、結局公費でそういう採算が取れるような施設であつたら、どういう事業でも、どういう整備でもできるのが、そういうのに進んでいくことが怖いんですよね。実際財源的に毎年毎年ずっとそういう支出が出てくるような状況ではなくて、そういったのを一旦議会でもそういった話ができるならいいですけど、実際出てくるのは予算とか、全員協議会とかしていただければ、そういったところでもうちょっと深く掘り下げることができるんですけど、もし実際そういう協議がなされなくて予算だけぽろっと出して、そういう審議の場でそういう理解をできるかという、今までの流れとしてはちょっとなかなか難しいのかなと思うんで、その辺はもう少し議会にまずどういった流れになるのだろうか、なったということで、合同会社についての中の協議は今までどおりですよ、なかなか外には漏らされないとか、そういう守秘義務とかあるとか、そういうのがあると思うんですけど、実際そういうのを理解していくにはそういう話合いの場とかそういう説明とかが必要と思うんで、そういった流れをお願いしたいと思えますけど、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

おっしゃられることよく分かります。言われている内容に関しても承知をしたつもりでございますので、そういう、当然予算面になれば、議決でお諮りするという形にはなるわけで、その手前での情報共有という形が重要だということで理解しておるつもりでございますので、御要望に関しましては私どもも真摯に受け止めたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

ちょっと先ほどの資本金の件に戻りたいと思えますけど、今のところは1対17で、事業者が1、町が17ですよ。その流れでいくと、課長の答弁では将来的にはそういう定款でも変えるなりという話をされましたけど、今回そういった流れでお金を借りるとき、そういったのも含めて町では、町の負担としては公費はこれぐらい必要だけど、資本金の割合についてはこれこれこういうふうだから、実際はもうちょっと民間事業者が負担してすべきじゃないとか、そういう話をすることもできるんですかね。今、資本金が、課長のほう、大丈夫ですか。はい、じゃ、お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

もちろん会社組織でございますので、そこでの運営面に関してはお互いが必ずそこは注意

しなきゃいけないところだというふうに思っております。

それで、資本金の多寡の部分につきましては、先ほども申し上げたとおり、今回、初回ということで理解しております。ですので、この後、設計が完了した、あるいは設計の大枠が見えてきた、その段階で民間が本来担うべきリスク負担というのが算定が可能になってまいります。その段階で再度追加出資という形になるというふうに認識をしておりますので、そこでの追加出資というのはあり得るだろうというふうに思っております。

プラスで、現在、町のほうでも現物という形で土地を出したわけですけど、民間企業は出資金という形で現金という形でやっているわけでございますので、そこに関しては資本金更正という形で、その都度、更正をかけた上でその合同会社自体の体力というものを大きくしていくということは後にも可能でございますので、初回はそういう状況ではございますけれども、後にそういう形での財産的基礎の形成というものを考えているということでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

実際今の段階では配当が50%になっておりますので、それをできるだけ資本比率に見合うようにしていただきたいと思いたすのがまず一つ要望ですね。

もう一つ、実際費用対効果がある程度考えた場合、中心市街地の事業の完成によって、今さっき商業圏を広げるとか人を寄せるとか、そういったものにとことでの町のメリットという話だったんですけど、実際人を寄せたり、商業圏を広げたりしても、その会社がもうかるだけで、町としてどういうメリットというか、私は、費用対効果の金銭とか、そういう具体的なもの、人口が相当増えるとか、そういったのを想定するんですけど、いろいろなメリットを考えられると思うんですけど、そのメリットについてちょっと説明をいただきたいと思いたす。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

そもそも論という形なのかなというふうにちょっと思っております、御質問としてはですね。確かに人が動けば、物、金も同時に動きます。そういったものの動機づけとなるというのとは一つ間違いないんだろうなというふうに思っております。

同時に、この町に対して、例えば、商業施設におけるテナント事業者さんという形でたくさんのお店が出てきた場合、そこにも当然人、物というのは寄ってくるんですけども、そこではまた新たに雇用という概念も発生するだろうというふうに思っております。つまり、この町の住民が雇用できる場というものが増えてくるということになると、その方が就業をして所得を得れば、当然町に対しても税収という形ではね返ってまいります。また、この合同会社自体もここにある法人になりますので、法人税を支払うということにもなってまいります。ですので、当然売上げであったり、利益が伸びれば、そこでの税収というものも期待

できるということにもなります。

それで、経済流通の一つの動機づけという形でこういう中心市街地活性化事業というものがあるわけなんですけれども、いろいろ派生していくものが多いなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

すみません。雇用とか税収とか、そういうお話し、そして、いろいろなところに派生する、そのいろいろはちょっといろいろ私としては考えられないんで、その点をちょっと聞きたかったんですよ。その点について答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

一つは観光ルートの一つのランドマーク的な役割というものも考えられるだろうというふうに思っております。例えば、北側には鎮西山ございますけれども、そういうところと面的な整備をすることによって、この中心市街地と鎮西山というようなことを結ぶということも可能なんだろうというふうに思っております。

それと、ここはやはり交通の要衝ということでもございます。佐賀市であったり、鳥栖市であったり、久留米市であったり、そういったところに非常にアクセスできるいろんな地の利があるところでもございますので、ここで一つランドマークということになると、これまでイオン上峰店がその役割を果たしていたように、上峰の象徴的なものになり得るというふうにも考えているところでございます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

今の説明で大体分かりました。

一つが一番中心市街地で町民が求めているもの、今日同僚議員からあったと思うんですけど、商業施設、段階的に、全部一遍じゃなくて、よかったら、できたら、商業施設のほうから進めていただくような形で合同会社に、設立に至った暁にはそっちのほうを優先してということをお願いしたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（中山五雄君）

ちょっと時間ですから、答弁のほうは。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上をもちまして一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。議事の都合によって2月16日は休会としたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、2月16日は休会とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。御苦労さんでした。

午後5時26分 散会